

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和三十三年四月十九日

○第二十六回 参議院會議録第二十七号

昭和三十三年四月十九日(金曜日)午前
十時四十四分開議

議事日程 第二十六号

昭和三十三年四月十九日

午前十時開議

第一 日本国とチェコスロヴァ
キア共和国との間の国交回復に
関する議定書の批准について承
認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二 日本国とポーランド人民共
和国との間の国交回復に関する
協定の批准について承認を求め
るの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第三 関税及び貿易に関する一般
協定の改正に関する諸議定書の
受諾について承認を求めるの件
(委員長報告)

(委員長報告)

第四 貿易協力機関に関する協定
の受諾について承認を求めるの
件
(委員長報告)

(委員長報告)

第五 道路整備特別措置法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

(委員長報告)

第六 高速自動車国道法案(内閣
提出、衆議院送付)(委員長報告)

(委員長報告)

第七 特別とん譲与税法案(内閣
提出、衆議院送付)(委員長報告)

第八 湿田単作地域農業改良促進
法の一部を改正する法律案(衆
議院提出)
(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

一昨十七日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

大蔵委員

通商委員

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

大蔵委員

通商委員

建設委員

同日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

大蔵委員

通商委員

建設委員

同日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

大蔵委員

通商委員

建設委員

同日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

大蔵委員

通商委員

建設委員

同日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

大蔵委員

通商委員

建設委員

同日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

大蔵委員

通商委員

建築基準法の一部を改正する法律
案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

科学技術庁設置法の一部を改正する
法律案

法務省設置法の一部を改正する法律
案

土地改良法の一部を改正する法律
案

食糧管理特別会計法の一部を改正す
る法律案

特定土地改良工事特別会計法案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

科学技術庁設置法の一部を改正する
法律案

法務省設置法の一部を改正する法律
案

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

特定土地改良工事特別会計法
同日内閣総理大臣から議長宛、国家消
防本部総務課長横山和夫君外一名(去
る十六日議長承認のとおり)を第二十
六回国会政府委員に任命した旨の通知
書を受領した。

昨十八日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

大蔵委員

文教委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日各委員会において当選した理事は
左の通りである。
商工委員会
理事 古池 信三君(白川一雄君
の補欠)
建設委員会
理事 西田 信一君(西田信一君
の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を商工委員会に付託した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

国家公務員共済組合法の一部を改
正する法律案(伊藤道雄君外六名発
議)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

日本国とチェコスロヴァキア共和
国との間の国交回復に関する議定書
の批准について承認を求めるの件議
決報告書

日本国とポーランド人民共和国との
間の国交回復に関する協定の批准に
ついて承認を求めるの件議決報告
書

高速自動車国道法案可決報告書

道路整備特別措置法の一部を改正す
る法律案可決報告書

特別とん譲与税法案可決報告書

関税及び貿易に関する一般協定の改
正に関する諸議定書の受諾について
承認を求めるの件議決報告書

貿易協力機関に関する協定の受諾に
ついて承認を求めるの件議決報告
書

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改
正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案可決報告書
児童福祉法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の報告書を受領した。
昭和三十一年度第一・四半期における国庫の状況報告書

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件

日程第二、日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件(いづれも衆議院送付)

日程第三、関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書の受諾について承認を求めるの件

日程第四、貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めるの件
以上、四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤賢造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書

日本国及びチェコスロヴァキア共和国は、

不幸にも両国間に存在した戦争状態を終了させ、かつ、両国間に国際連合憲章の諸原則に適合して平和友好の関係を回復することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の戦争状態は、この議定書が効力を生ずる日に終了する。

第二条

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間に外交関係が回復され、両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。

第三条

1 日本国及びチェコスロヴァキア共和国は、国際連合憲章の諸原則

則、特に、同憲章第二条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。

(a) その国際紛争を、平和的手段によつて、国際の平和及び安全並びに正義を危くしないよう、に、解決すること。

(b) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

2 日本国及びチェコスロヴァキア共和国は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であるとを問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に、約束する。

第四条

日本国及びチェコスロヴァキア共和国は、両国間の戦争状態の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。

第五条

日本国及びチェコスロヴァキア共和国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

第六条

この議定書は、批准されなければならない。この議定書は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書

は、できる限りすみやかにロンドンで交換されるものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十七年二月十三日にロンドンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

西春彦

チェコスロヴァキア共和国のために

J・ハーエク

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定

日本国政府及びポーランド人民共和国政府は、

両国間に存在した戦争状態を終了させ、かつ、両国間に国際連合憲章の諸原則に基く平和友好の関係を回復することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

日本国とポーランド人民共和国との間の戦争状態は、この協定が効力を生ずる日に終了する。

第二条

日本国とポーランド人民共和国との間に外交関係が回復され、両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。

第三条

1 日本国及びポーランド人民共和国は、国際連合憲章の諸原則、特に、同憲章第二条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。

(a)

その国際紛争を、平和的手段によつて、国際の平和及び安全並びに正義を危くしないよう、に、解決すること。

(b)

その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

2 日本国及びポーランド人民共和国は、経済的、政治的又は思想的

のいかなる理由であるかを問わ
ず、直接間接に一方の国が他方の
国の国内事項に干渉しないこと
を、相互に、約束する。

第四條

日本国及びポーランド人民共和国
は、両国間の戦争の結果として生じ
たそれぞれの国、その団体及び国民
のそれぞれ地方の国、その団体及び
国民に対するすべての請求権を、相
互に、放棄する。

第五條

日本国及びポーランド人民共和国
は、その通商及び海運の關係を安定
したかつ友好的な基礎の上に置くた
めに、条約又は協定を締結するため
の交渉をできる限りすみやかに開始
することに同意する。

第六條

この協定は、批准されなければな
らない。批准書は、できる限りすみ
やかにワルソーで交換されるものと
する。この協定は、批准書の交換の
日に効力を生ずる。

以上の証提として、下名は、各自
の政府により正当に委任を受け、こ
の協定に署名した。

千九百五十七年二月八日にニュー・
ヨークで、フランス語により本書二
通を作成した。

日本国のために

加瀬俊一

ポーランド人民共和国のために

ヨゼフ・ヴィネヴィチ

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

関税及び貿易に関する一般協定の
改正に関する諸議定書の受諾につ
いて承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和三十三年四月一日

内閣総理大臣 岸 信介

関税及び貿易に関する一般協定の
改正に関する諸議定書の受諾
について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定の
改正に関する諸議定書（関税及び貿
易に関する一般協定第一部、第二十
九条及び第三十条を改正する議定
書、関税及び貿易に関する一般協定
前文、第二部及び第三部を改正する
議定書並びに関税及び貿易に関する
一般協定の機構上の改正に関する議
定書）の受諾について、日本国憲法
第七十三条第三号ただし書の規定に
基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

関税及び貿易に関する一般協定
第一部、第二十九条及び第三十
条を改正する議定書

関税及び貿易に関する一般協定
（以下「一般協定」という。）の締結国
政府（以下「締結国」という。）は、
一般協定第三十条の規定に従つて
一般協定を改正することを希望し
て、

ここに、次のとおり協定する。

1 一般協定第一条、第二条、第二
十九条、第三十条、附屬書A、
B、C、D、E、F、G及びI並
びに附屬議定書の諸規定を次のよ

うに改め、かつ、一般協定に次の
新たな条項を加える。

A

第二十九条及び附屬書I（一般
協定前文、第二部及び第三部を改
正する議定書B(i)の規定に従い附
屬書Hとなるものであるが、以下
「附屬書I」という。）の同条につい
ての注釈を削り、「第一部」という
区分の次に次の新たな条項を加える。

第一条 目的

1 締結国は、貿易及び経済の分
野における締結国間の關係が、
生活水準を高め、完全雇用並び
に高度のかつ増大に増加する実
質所得及び有効需要を確保し、
世界の資源の完全な利用を發展
させ、貨物の生産及び交換を拡大
し、並びにすべての締結国の
経済の漸進的發展を促進する方
向に向けられるべきであること
を認める。

2 締結国は、この協定を通じて、
関税その他の貿易障害を實
質的に軽減し、及び国際通商に
おける差別待遇を廃止するため
の相互的かつ互恵的な取極を締
結することにより、これらの目
的に寄与することを希望する。

(a) この議定書の7の規定に従う
ことを条件として、第一条（こ
のBの規定により「第一条」とな
るものであるが、以下「第一条」
という。）を第二条とし、「第二条」
（この議定書のC(a)の規定によ
り「第三条」となるものであるが、
以下「第三条」という。）第二十
九条、第三十条、それらの条に
関する附屬書及び一般協定附屬

議定書の諸規定（前記の諸規定
が将来改正されて「第一条」に
言及する場合を含む。）中「第一
条」を「第二条」に改める。
(b) 第一条の規定を次のように改
正する。
(i) 1中「輸入及び輸出に關連
するすべての規則及び手続に
關し」の下に、「輸出產品に
對する内国税の適用に關し」
を加える。
(ii) 2(d)中「附屬書E及びF」を
「附屬書E」に改める。
(iii) 3を次のように改める。
3 1の規定は、以前オット
マン帝國の一部であり、か
つ、千九百二十三年七月二
十四日に同帝國から分離し
た諸國間の特惠には適用し
ない。ただし、その特惠
は、第二十五条の規定に
基いて承認されなければな
らない。
(iv) 4の最後の文中「附屬書G」
を「附屬書F」に改める。
(v) 附屬書Aの規定を次のように
改正する。
(i) 地域の表中「アイルランド」
に続く部分を次のように改め
る。
インド
パキスタン
南ローデシア
ビルマ
セイロン
(ii) 地域の表に続く三番目の項
中「第二十条I(h)」を「第二十
条(h)の規定」に改める。

(d) 最後の項を削る。
(iii) 附屬書Bの地域の表を次のよ
うに改める。
フランス
フランス領赤道アフリカ（コン
ゴ川流域条約地域、その他の
地域）
フランス領西アフリカ
フランスの信託統治下にあるカ
メルーン
フランス領ソマリ・コースト及
び屬地
オセアニアにおけるフランス殖
民地
ニュー・ヘブリディーズ共同統
治地域におけるフランス殖民
地
インド・シナ
マダガスカル及び屬地
モロココ（フランス地帯）
ニュー・カレドニア及び屬地
サン・ピエール・エ・ミクロ
ン
フランスの信託統治下にある
トーゴ
テニジヤ
* フランス本土及びフランス連
合の地域への輸入のため
附屬書Cの地域の表を次のよ
うに改める。
(e) ベルギー・ルクセンブルグ経済
同盟
ベルギー領コンゴ
ルアンダ・ウルンディ
オランダ
ニュー・ギニア
スリナム
オランダ領アンティール
インドネシア共和国

(f) 附屬書Eを次のように改める。
附屬書E
第一条2(d)に「隣接国間の特惠取極の適用を受ける地域を表

(i) 一方チリと、他方、
1 アルゼンティン、
2 ボリヴィア又は
3 ペルーとの間
(ii) ウルグアイとパラグアイとの間
附屬書Fを削る。

(h)(g) 附屬書G(一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書A(ii)の規定により改正される前のもの)を次のように改める。
附屬書F
第一条4に「特恵の最大限度を設定する日付
オーストラリア
千九百四十六年十月十五日
カナダ
千九百三十九年七月一日
フランス
千九百三十九年一月一日
南アフリカ連邦
千九百三十八年七月一日
南ローデシア
千九百四十二年五月一日
附屬書Iの第一条1についての注釈の第二項を削る。

(a) この議定書の7の規定に従うことを条件として、第二条を第三、三十条、それらの条に関する附屬書及び一般協定附屬議許表の諸規定(前記の諸規定が将来

改正されて「第二条」に言及する場合を含む。)中「第二条」を「第三条」に改める。
(b) 第二条の規定を次のように改正する。
(i) 1(b)の第二文及び1(c)の第二文の規定を次のように改める。
これらの産品は、また、輸入について又は輸入に関連して課せられるその他のすべての種類の租税又は課徴金(輸入のための支払手段の国際的移転について課せられるすべての種類の課徴金を含む)で、この協定の日付の日付に課せられていないものをこえるもの又はその日にその輸入領域において有効である法令によりその後課することを直接にかつ義務的に要求されているものをこえるものを免除される。

(ii) 6(a)の規定を次のように改める。
(a) 国際通貨基金の加盟国たる締約国の議許表に含まれている従量税及び従量課徴金並びにそれらの締約国が維持する従量税及び従量課徴金に関する特恵の限度は、この協定の日付の日付に同基金が受諾した平価又は同基金が認めたる為替相場における該当の通貨により表示する。したがって、同基金により受諾された平価又は同基金により認められた為替相場が国際通貨基金協

定に従つて二十パーセントをこえて引き下げられる場合には、その従量税及び従量課徴金並びに特恵の限度は、その引下げを考慮して調整することができ。ただし、締約国(第二十五条の規定に従つて共同して行動する締約国をいう)が、その調整の必要性又は緊急性に影響を及ぼすすべての要素を考慮に入れた上、その調整が該当の議許表又はこの協定の他の部分に定める議許の価値を減じないものであることに同意することを条件とする。

(c) 附屬書Iの第二条についての注釈を次のように改正する。
(i) 2(a)についての注釈を削る。
(ii) 4についての注釈を次のように改める。
4については、次の規定に照らして適用する。
1 該当の議許表に掲げる産品につき輸入独占を運用することにより与えられる保護は、次のいずれかにより制限されるものとする。
(a) 当該産品について課しうる最高限度の輸入税
(b) この協定の規定に合致した相互に満足しうる他の取極。締約国は、このように取極を締結するためには交渉を開始するときは、他の関係締約国に協

議の機会を与えなければならない。
2 1(a)の輸入税は、輸入産品について輸入独占により附される価格(第三条の規定に合致した内国税、輸送及び分配の経費、購入、販売又は加工に伴うその他の経費並びに妥当な利潤を除く)が陸揚価格をこえる幅を示すものでなければならぬ。ただし、最近のある期間における平均陸揚価格及び平均販売価格を考慮することができ、また、当該産品が国内価格安定措置の対象たる一次産品であるときは、交渉の当事国との取極に従うことを条件として、国際価格の大きい騰落又は変動を考慮して調整するための規定を設けることができる。

(a) この議定書の7の規定に従うことを条件として、第一条及び第二条(それぞれ、この議定書により改正される前のもの)、それらの条に関する附屬書並びに一般協定附屬議許表の諸規定(前記の諸規定が改正されて「第三条」に言及する場合を含む)中「第三条」(一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書RRの規定により改正される前のもの)を、第四条に改める。

議の機会を与えなければならない。
2 1(a)の輸入税は、輸入産品について輸入独占により附される価格(第三条の規定に合致した内国税、輸送及び分配の経費、購入、販売又は加工に伴うその他の経費並びに妥当な利潤を除く)が陸揚価格をこえる幅を示すものでなければならぬ。ただし、最近のある期間における平均陸揚価格及び平均販売価格を考慮することができ、また、当該産品が国内価格安定措置の対象たる一次産品であるときは、交渉の当事国との取極に従うことを条件として、国際価格の大きい騰落又は変動を考慮して調整するための規定を設けることができる。

(a) 第三十条を次のように改める。
(b) 第三十条 改正
1(a) 3に定める場合を除くほか、この協定の規定の改正は、1の規定に従つて行われる。
(b) この協定の規定の改正は、(c)及び(d)の規定による受諾のため締約国に提出する。ただし、その改正は、投票の三分の二の多数による締約国団の承認を得なければならぬ。
(c) この協定の第一部又はこの条の規定の改正は、すべての締約国がそれを受諾した日の後三十日目に効力を生ずる。
(d) この協定の他の改正は、締約国の三分の二がその改正を受諾した日の後三十日目に、それを受諾した締約国について効力を生じ、その後は、他の各締約国がその改正を受諾した日の後三十日目に、その締約国について効力を生ずる。

(a) この協定の規定の改正は、締約国の三分の二がその改正を受諾した日の後三十日目に、それを受諾した締約国について効力を生じ、その後は、他の各締約国がその改正を受諾した日の後三十日目に、その締約国について効力を生ずる。
(b) この協定の規定の改正は、締約国の三分の二がその改正を受諾した日の後三十日目に、それを受諾した締約国について効力を生じ、その後は、他の各締約国がその改正を受諾した日の後三十日目に、その締約国について効力を生ずる。
(c) この協定の規定の改正は、締約国の三分の二がその改正を受諾した日の後三十日目に、それを受諾した締約国について効力を生じ、その後は、他の各締約国がその改正を受諾した日の後三十日目に、その締約国について効力を生ずる。
(d) この協定の規定の改正は、締約国の三分の二がその改正を受諾した日の後三十日目に、それを受諾した締約国について効力を生じ、その後は、他の各締約国がその改正を受諾した日の後三十日目に、その締約国について効力を生ずる。

2(a) 締約国団は、1(d)の規定に基いて効力を生じた改正が、締約国団の定める期間内にそれを受諾しなかつた締約国がこの協定から撤退しうる性格のものであるか、又は締約国団の同意を得て締約国としてとどまりうる性格のものであるかを決定することができる。
(a)の規定に基くこの協定からの撤退は、締約国団の書記局長が撤退通告書を受

領した日の後六十日が経過した時に効力を生ずる。締約国は、(a)にいう状態において、改正を受諾しなかつたとき、又は脱退通告を行わなかつたときは、(a)の期間が経過した時又は締約国団が当該締約国に対して締約国としてとどまることを承認しないことを決定した日の後六十日目の日のいづれかおそい時に締約国たる地位を失ふものとする。

3

協定附属議表の改正で、全く形式的性質の訂正又は第二條六、第十八條、第二十四條、第二十七條若しくは第二十八條の規定に基いて執られる措置の結果として生ずる修正を記録するものは、締約国団がその旨を承認した後三十日目に効力を生ずる。ただし、その確認に先だち、すべての締約国が改正案の通告を受け、かつ、そのような通告が行われてから三十日以内に、いづれの締約国からも、その改正案がこの項の規定の範囲外であるという理由に基く異議の申立が行われないことを条件とする。

(b)

附屬書Iに第三十條についての次の注釈を加える。

第三十條について

1 の規定による改正の受諾は、締約国団が決定する方法によつて行われるものとする。

2

この議定書は、一般協定の締約国団の書記局長に寄託するものと

し、貿易協力機関に関する協定が効力を生じた後は、同機関の事務局長に寄託するものとする。

3

この議定書は、一般協定の締約国による署名のため千九百五十五年十一月十五日まで開放される。ただし、この議定書に署名することのできる期間を、締約国団の決定により、いづれかの締約国について前記の日をこえて延長することができる。

4

一般協定の締約国団の書記局長又は前記の機関の事務局長は、この議定書の認証原本及びその各署名名についての通告書をすみやかに一般協定の各締約国に送付するものとする。

5

この議定書の3の規定によるこの議定書への署名は、1に定める改正の一般協定第三十條の規定による受諾を構成するものとみなされる。

6

この議定書は、国際連合憲章第百二條の規定に従つて登録される。

7

この議定書の1に定める改正は、すべての締約国の政府により受諾された時に、一般協定第三十條の規定に従つて効力を生ずる。ただし、B(a)並びにC(a)及び(d)に定める改正は、Aに定める改正の効力発生前には、実施されないものとする。

以上の証拠として、各代表者は、このため正當に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十五年三月十日にジュネーヴで、ともに正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

オーストラリア連邦のために

オーストリア共和国のために

ベルギー王国のために

ブラジル合衆国のために

ビルマ連邦のために

カナダのために

セイロンのために

チリ共和国のために

キューバ共和国のために

チェコスロヴァキア共和国のために

デンマーク王国のために

ドミニカ共和国のために

フィンランド共和国のために

フランス共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

ギリシャ王国のために

ハイティ共和国のために

インドのために

インドネシア共和国のために

イタリア共和国のために

ルクセンブルグ大公国のために

オランダ王国のために

ニュー・ジーランドのために

ニカラグア共和国のために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

ペルーのために

ローデシア及びニアサランドの連邦のために

スウェーデン王国のために

トルコ共和国のために

南アフリカ連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

ウルグアイ共和国のために

関税及び貿易に関する一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書
関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」という。)の締約国政府(以下「締約国」という。)は、一般協定第三十條の規定に従つて一般協定を改正することを希望して、ここに、次のとおり協定する。

1 一般協定の前文、ある条項及びある附屬書の諸規定を次のように改め、かつ、一般協定に次の新たな条項を加える。

A この議定書の8(a)の規定に従うことを条件として、前文の四項を削る。

B この議定書の8(a)の規定に従うことを条件として、第三條(この議定書のRRの規定により第四條となるものであるが、以下「第三條」という。)10を次のように改める。

10 この條の規定は、締約国が露出映画フィルムに関する内国の数量規則を設定し、又は維持することを妨げるものではない。いづれかの締約国がこのような規則を設定し、又は維持するときは、その規則は、次の要件に合致する映写時間割当の方式を採らなければならない。

(a) 映写時間割当は、すべての映画フィルム(原産地のいかんを問わない)の商業的上映のため一年以上の一定期間に実際に利用される総映写時間

のうち、最少限度の一定割合の時間国内原産フィルムを上映するように要求することができ、それは、各劇場当りの年間映写時間又はこれに相当するものを基礎として計算されなければならない。

(b) 映写時間割当に基いて国内原産フィルムのために保留された映写時間を除くほか、映写時間(国内原産フィルムのために保留された映写時間のうち行政措置によつて解除された部分を含む)は、法令上も事実上も供給源別に割り当ててはならない。

(c) (b)の規定にかかわらず、締約国は、(a)の要件に合致する映写時間割当で、その映写時間割当を課している締約国以外の特定の原産地のフィルムのため最少限度の割合の映写時間を保留するものを維持することができる。ただし、映写時間のこの最少限度の割合は、千九百四十七年四月十日現在の水準をこえてはならない。

(d) 映写時間割当の制限、緩和又は廃止については、交渉を行うことができる。

C この議定書の8(a)の規定に従うことを条件として、第四条(この議定書のBの規定により改正される前のもの)を削る。

D 第六条6を次のように改める。

6(a) 締約国は、他の締約国のダンピング又は補助金の影響が、自国の確立された国内産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は自国の国内産業の確立を実質的に遅延させるものであると決定する場合を除くほか、当該他の国の領域の産品の輸入についてダンピング防止税又は相殺関税を課してはならない。

(b) 締約国は、締約国が、輸入締約国の領域に当該産品を輸出する第三国たる締約国の領域における産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれがあるダンピング又は補助金の交付を相殺するため当該産品の輸入にダンピング防止税又は相殺関税を課することができるように、(a)の要件を免除することができる。締約国は、補助金が輸入締約国の領域に当該産品を輸出する第三国たる締約国の領域における産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれがあると認める場合には、相殺関税を課することができるように、(a)の要件を免除しなければならない。もつとも、遅延すれば回復し得ない損害を生ずるような特別の場合においては、締約国は、(b)の目的のため、締約国間の事前の承認を得ないで相殺関税を課することができる。ただし、この措置は、直ちに締約国に報告しなければならぬ。

ばならず、かつ、締約国が否認するときは、相殺関税は、直ちに撤回されるものとする。

E 第七条の規定を次のように改正する。

(i) 1中「できる限りすみやかに」を削る。

(ii) 2(b)の第一文を次のように改める。

「実際の価額」とは、輸入国の法令で定める時に、及びその法令で定める場所、その貨物又は同種の貨物が通常の商取引において完全な競争的条件下に販売され、又は販売のために提供される価格をいう。

(iii) 4(a)及び(b)を次のように改める。

4(a) この4に別段の定めがある場合を除くほか、2の規定の適用上締約国が他国の通貨により表示された価格を自国の通貨に換算することと必要とする場合には、使用すべき為替換算率は、各関係通貨につき、国際通貨基金協定に従つて設定された平価、同基金により認められた為替相場又はこの協定の第十五条の規定に基いて締結される特別為替取極に従つて設定された平価に基くものでなければならぬ。

(b) 前記の平価が設定されておらず、また、前記の為替相場が認められていないときは、

きは、換算率は、商取引における当該通貨の現在の価値を実効的に反映したものでなければならぬ。

F 第八条の規定を次のように改正する。

(i) 見出しを「輸入及び輸出に関する手数料及び手続」に改める。

(ii) 1及び2を次のように改める。

1(a) 性質のいかんを問はず締約国が輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課するすべての手数料及び課徴金(輸入税、輸出税及び第三条の規定の範囲内の租税を除く)は、提供された役務の概算の費用にその額を限定しなければならない。かつ、国内産品に対する間接的保護又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的のための課税となるものであつてはならない。

(b) 締約国は、(a)に掲げる手数料及び課徴金の数及び種類を減少する必要を認め得る。

(c) 締約国は、また、輸入及び輸出の手続の範囲及び複雑性を局限し、並びに輸入及び輸出の所要書類を少くしかつ簡易化する必要を認め得る。

2 締約国は、他の締約国又は締約国間の要請を受けたときは、この条の規定に照らして

自国の法令の実施について検討しなければならない。

G 第九条の規定を次のように改正する。

(i) 1の次に次の新たな項を加える。

2 締約国は、原産地表示に関する法令の制定及び実施に当り、虚偽の表示又は誤解のおそれのある表示から消費者を保護する必要があると認めるときは、そのような措置が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならないことを認める。

(ii) 2、3、4及び5を、それぞれ、3、4、5及び6とする。

H 第十一条3を削る。

I 第十二条を次のように改める。

第十二条 国際収支の擁護のための制限

1 前条1の規定にかかわらず、締約国は、自国の対外資金状況及び国際収支を擁護するため、この条の次の諸項の規定に従うことを条件として、輸入を許可する商品の数量又は価額を制限することができる。

2(a) この条の規定に基いて締約国が新設し、維持し、又は強化する輸入制限は、次のいづれかの目的のために必要を限度をこえてはならない。

(i) 自国の貨幣準備の著しい減少の急迫した脅威の予防

又はそのような減少の阻止
(ii) きわめて低い貨幣準備を
有する締約国の場合には、
その貨幣準備の合理的な率
による増加

前記のいずれの場合におい
ても、当該締約国の貨幣準備
又はその貨幣準備の必要性に
影響を及ぼしていると思われ
る特別の要因（その締約国が
外国の特別の信用その他の資
金を利用することができ、場
合には、その信用又は資金の適
当な使用のための準備の必要
性を含む。）について受当な考
慮を払わなければならない。

(b) (a)の規定に基づく制限を課し
ている締約国は、(a)に定める
状態がその制限を課すること
を正当とする限度においての
みこれを維持するものとし、
その状態が改善されるにした
がつてその制限を漸次緩和し
なければならない。その締約
国は、(a)の規定に基づく制限の
新設又は維持をもちや正当と
しないような状態になつたと
きは、その制限を廃止しなけ
ればならない。

3 (a) 締約国は、国内政策の実施
に当り、自国の国際収支の均
衡を健全かつ永続的な基礎の
上に維持し、又は回復するこ
との必要性について、及び生
産資源の非経済的利用を防止
することが望ましいことにつ
いて、受当な考慮を払うこと
を約束する。締約国は、この
目的を達成するため、国際貿

易の減少ではなくその拡大の
ための措置をできる限り採用
することが望ましいことを認
める。

(b) この条の規定に基づく制限を
課している締約国は、一層重
要な産品の輸入に優先権を手
えるように、産品別又は産品
の種類別に輸入に対する制限
の範囲を定めることができ
る。

(c) この条の規定に基づく制限を
課している締約国は、次のこ
とを約束する。

(i) 他の締約国の商業上又は
経済上の利益に対する不必
要な損害を避けること。

(ii) いずれかの種類の貨物の
商業上の最少限度の数量の
輸入でそれを排除すれば正
常な交易を阻害することと
なるものを不当に妨げるよ
うな制限を課さないこと。

(iii) 商業上の見本の輸入を妨
げ、又は特許権、商標権若
しくは著作権に關する手続
若しくは他の類似の手続に
従うことを妨げるような制
限を課さないこと。

(d) 締約国は、完全かつ生産的
な雇用の達成及び維持又は經
済資源の開発をめざす国内政
策の結果として、いずれかの
締約国において、2(a)にいう
ような貨幣準備に対する脅威
をもたらし高水準の輸入需要
が生ずることがあることを認
める。よつて、この条の規定
に従つて締約国は、これ

らの政策を変更すればこの条
の規定に基いて自国が課して
いる制限が不必要になるであ
らうという理由として
制限を撤回し又は修正するよ
うに要求されることはない。

4 (a) 新たな制限を課し、又は、
この条の規定に基いて適用し
ている措置の実質的な強化に
より、自国の現行の制限の全
般的水準を引き上げる締約国
は、その制限を新設し、若し
くは強化した後直ちに（又は
事前の協議が實際上可能な場
合には、その制限を新設し、
若しくは強化する前に）、自国
の国際収支上の困難な性質、
執ることができ、代りの是正
措置及びその制限が他の締約
国の経済に及ぼす影響につい
て、締約国間と協議しなけれ
ばならない。

(b) 締約国は、締約国団が定
める日に、この条の規定に基
いてその日に課せられている
すべての制限を審査しなけれ
ばならない。この条の規定に
基づく輸入制限を課している締
約国は、前記の日から一年が
経過した後は、毎年、(a)の規
定の例による協議を締約国間
と行わなければならない。

(c) (i) 締約国は、(a)又は(b)の
規定に基づく締約国との協議
において、制限がこの条又は
第十三条の規定（第十四
条の規定を留保する。）に合
致しないと認めるときは、
その不一致の性質を指摘し

なければならず、また、その
制限を適当に修正するよう
に助言することができ、
(ii) もつとも、締約国は、
協議の結果、制限がこの条
又は第十三条の規定（第十四
条の規定を留保する。）に
著しく反するような方法で
課せられており、かつ、そ
れがいずれかの締約国の貿
易に損害を与え又は与える
おそれがあると決定するこ
ときは、その制限を課してい
る締約国にその旨を通報
し、かつ、その締約国が特
定の期間内に前記の規定に
従うようにするため適当な
勧告を行わなければならない。
その締約国が特定の期
間内に前記の勧告に従わな
かつたときは、締約国団
は、その制限により貿易に
悪影響を受けた締約国につ
いて、その制限を課してい
る締約国に対するこの協定
に基づく義務で締約国団が状
況により適当であると決定
するものを免除することが
できる。

(d) 締約国は、この条の規定
に基づく制限を課している締約
国に対し、その制限がこの条
又は第十三条の規定（第十四
条の規定を留保する。）に反す
ること及びそれにより自国の
貿易が悪影響を受けているこ
とを一見して明白に立証する
ことができる他の締約国から
要請を受けたときは、締約国
団と協議するように勧誘しな
ければならない。もつとも、
この勧誘は、関係締約国間の
直接の討議が成功しなかつた
ことを締約国団が確認した場
合でなければ行ふことはでき
ない。締約国団との協議の結
果、合意に達することができ
ず、かつ、制限が前記の規定に
反して課せられていること及
びその制限がこの手続を開始
した締約国の貿易に損害を与
え又は与えるおそれがあるこ
とを締約国団が決定するこ
ときは、締約国団は、その制限の撤
回又は修正を勧告しなければ
ならない。締約国団が定める
期間内に制限が撤回され、又
は修正されないときは、締約
国団は、この手続を開始した
締約国について、当該制限を
課している締約国に対するこ
の協定に基づく義務で締約国
が状況により適当であると決
定するものを免除することが
できる。

(e) 締約国は、この4の規定
に基づく手続を執るに際し、制
限を課している締約国の輸出
貿易に悪影響を及ぼしている
特別の外的要因に受当な考慮
を払わなければならない。

(f) この4の規定に基づく決定
は、すみやかに、できれば協
議の開始の日から六十日以内
に行わなければならない。

5 この条の規定に基づく輸入制限
が持続的かつ広範囲に課せられ
ており、国際貿易を制限するよ

うな一般的不均衡の存在を示しているときは、締約国は、不均衡の根本原因を除去する目的をもつて、国際収支が逆調に向つてゐる締約国、国際収支が異常に順調に向つてゐる締約国又は適当な政府機関のいずれかが他の措置を執りうるかどうかについて考慮するための討議を開始しなければならない。締約国は、締約国間の勧誘を受けたときは、その討議に参加しなければならない。

第十四条の規定を次のように改正する。

(i) この議定書の8(c)の規定に従うことを条件として、1を次のように改める。

1 第十二条又は第十八条Bの規定に基づく制限を課する締約国は、その制限を課するに当り、国際通貨基金協定第八条若しくは第十四条の規定に基づき又はこの協定の第十五条6の規定により締結した特別為替取極の類似的規定に基づき当該時にその締約国が通常の国際取引のための支払及び資金移動について課することができ得る制限と等しい効果を有するような方法で、第十三条の規定から逸脱することができ得る。

(ii) 1以外の項を次のように改める。

2 第十二条又は第十八条Bの規定に基づく輸入制限を課してゐる締約国は、自国の対外貿易の一小部分に關し、関係締約国の受ける利益が他の締約国の貿易に与える損害より実質的に大きいときは、締約国間の同意を得て、一時的に第十三条の規定から逸脱することができ得る。

易の一小部分に關し、関係締約国の受ける利益が他の締約国の貿易に与える損害より実質的に大きいときは、締約国間の同意を得て、一時的に第十三条の規定から逸脱することができ得る。

3 第十三条の規定は、国際通貨基金において共同の割当額をもつ一群の地域が、相互間の輸入に對し、第十二条又は第十八条Bの規定に従つて制限を課することを妨げるものではない。ただし、その制限は、他のすべての点で第十三条の規定に合致するものでなければならない。

4 第十二条又は第十八条Bの規定に基づく輸入制限を課してゐる締約国は、第十三条の規定から逸脱しないで使用しうる通貨の獲得を増加するよう自国の輸出を導く措置を実施すること、この協定の第十一条から第十五条までの規定又は第十八条Bの規定によつて、妨げられることはない。

5 締約国は、次のいずれかの数量制限を課すること、この協定の第十一条から第十五条までの規定又は第十八条Bの規定によつて、妨げられることはない。

(a) 国際通貨基金協定第七条第三項(b)の規定に基いて許可された為替制限と等しい効果を有する数量制限

(b) この協定の附屬書Aに定める交渉が成立するまでの間、同附屬書に定める特惠取極に基づく数量制限

第十五条2の第三文中「第十二条2(a)の下に「又は第十八条9」を加える。

第十六条を次のように改正する。

(i) この条の現在の規定を1とし、その前に「A 補助金一般」を置く。

(ii) 次の新たな規定を加える。

B 輸出補助金に関する追加規定

2 締約国は、締約国によるいづれかの産品に対する輸出補助金の許可が、他の輸入締約国及び輸出締約国に有害な影響を与え、それらの締約国の通常の商業上の利益に不当な障害をもたらす、及びこの協定の目的の達成を阻害することがあることを認める。

3 よつて、締約国は、一次産品の輸出補助金の許可を避けるように努めなければならない。ただし、締約国が自国の領域からの一次産品の輸出を増加するようないずれかの形式の補助金を直接又は間接に許可するときは、その補助金は、過去の代表的な期間における当該産品の世界輸出貿易におけるその締約国の取分及びこのような貿易に影響を与

えたか又は与えてゐると思われる特別の要因を考慮して、当該産品の世界輸出貿易における当該締約国の衡平な取分をこえて拡大するような方法で与えてはならない。

4 さらに、締約国は、千九百五十八年一月一日に、又はその後のできる限り早い日に、一次産品以外の産品の輸出に對し、国内市場の買手が負担する同種の産品の比較可能な価格より低い価格で当該産品を輸出のため販売することとなるようないかなる形式の補助金も、直接であると間接であるとを問はず、許可することとを禁止するものとする。締約国は、千九百五十七年十二月三十一日までの間、補助金の交付の範囲を、補助金を新設することにより、又は現行の補助金を拡大することにより、千九百五十五年一月一日現在の補助金の交付の範囲をこえて拡大してはならない。

5 締約国は、この条の規定が、この協定の目的の助長に對し、及び締約国の貿易又は利益に著しく有害な補助金の交付の防止に對し、有効であるかどうかを実際の経験に照らして審査するため、その規定の運用を随時検討しなければならない。

第十七条の規定を次のように改正する。

(i) 見出しを「国家貿易企業」に改める。

(ii) 次の新たな項を加える。

3 締約国は、1(a)に定める種類の企業の運営が貿易に著しい障害を与えることがあること、よつて、その障害を制限し、又は減少するための相互的かつ互恵的な基礎における交渉が国際貿易の拡大のため重要であることを認める。

4 (a) 締約国は、1(a)に定める種類の企業により自国の領域に輸入され、又はそこから輸出される産品を締約国間に通告しなければならない。

(b) 第二条の規定に基づく譲許の対象とならない産品について輸入独占を設定し、維持し、又はその特権を手える締約国は、当該産品について実質的数量の貿易を行つて他のいづれかの締約国の要請を受けたときは、最近の代表的な期間における当該産品の輸入差益を締約国間に通報しなければならない。その通報を行ふことが不可能なときは、当該産品の再販売に當り課せられる価格を通報しなければならない。

(c) 締約国は、この協定に基く自国の利益が1(a)に定める種類の企業の運営により悪影響を受けていると信ぜべき根拠を有する締約国から要請を受けたときは、その企業を設立、維持し、

又はこれに特権を与えて、
締約国に對し、その企業
の運営に關する情報でこの
協定の規定の実施に關連の
あるものを提供するように
要請することができる。

(d) この4の規定は、締約国
に對し、法令の実施を妨
げ、公共の利益に反し、又
は特定の企業の正当な商業
上の利益を害することとな
るような秘密の情報の提供
を要求するものではない。

第十八条を次のように改める。

第十八条 経済開発に對
する政府の援助

助

1 締約国は、この協定の目的の
達成が、締約国、特に、経済が
低生活水準を維持することがで
きるにすぎず、かつ、開発の初
期の段階にある締約国の経済の
漸進の開発により容易にされる
ことを認める。

2 締約国は、さらに、これらの
締約国が、その国民の一般的生活
水準を引き上げるための経済
開発の計画及び政策を実施する
ため、輸入に影響する保護措置
その他の措置を必要とする場合
があること並びにそれらの措置
が、この協定の目的の達成を容易
にする限り、正当とされること
を認める。よつて、締約国は、前
記の締約国が、(a) 特定の産業の
確立のため必要な関税上の保護
を与えることができるように、自
国の関税構造に十分な弾力性を
維持すること及び(b) 自国の経済

開発計画の実施により予想され
る継続的な高度の輸入需要を十
分に考慮して国際収支のための
数量制限を課することを可能な
らしめる追加的の便益を享有する
ことに同意する。

3 締約国は、最後に、A及びBに
定める追加的の便益が与えられ
ば、この協定の規定が締約国に
とつてその経済開発の要件を満
たすために通常十分であることを
認める。もつとも、締約国は、
経済開発の過程にある締約国が
その国民の一般的生活水準の引
上げの意図をもつて特定の

産業の確立を促進するため必要
な政府援助を許すするために
は、A及びBの規定に合致する
いかなる措置も実際に執りえな
いような事態が存在するかもしれ
ないことに同意する。このよう
な事態に對処するため、C及び
Dに特別の手續を定める。

4 (a) よつて、経済が低生活水準
を維持することができるにす
ぎず、かつ、開発の初期の段
階にある締約国は、A、B及
びCに定めるとおり、この協
定の他の条項の規定から一時
的に逸脱することができると
する。

(b) 経済が開発の過程にあるが
(a)の規定の範囲内にはいらない
締約国は、締約国に對し、D
の規定に基き申請を行
うことができる。

5 締約国は、経済が4(a)及び(b)
にいう形態をそなえ、かつ、少
数の一次産品の輸出に依存する

締約国の輸出収入が、その産品の
販売の低下により、著しく減少
することがあることを認める。
よつて、このような締約国は、
自国の一次産品の輸出が他の締
約国の執つた措置により著しい
影響を受けるときは、この協定の
第二十二條の協議規定を援用
することができる。

6 締約国は、毎年、C及びD
の規定に従つて執られるすべての
の措置を審査しなければならない
い。

7 (a) A
4(a)の規定の範囲内にはい
る締約国は、その国民の一般
的生活水準を引き上げる意図
をもつて特定の産業の確立を
促進するため、この協定に附屬
する該当の議許表に含まれる
議許を修正し、又は撤回する
ことが望ましいと考えるときは、
その旨を締約国に通告し、
かつ、その議許について
直接に交渉を行つた締約国及
びその議許について実質的な
利害關係を有する締約国に
により決定された他の締約国
と交渉を行わなければならない
い。これらの關係締約国の間
で合意が成立したときは、こ
れらの締約国は、その合意(關
係する補償的調整を含む)を
実施するため、この協定の該
当の議許表に基き議許を修正
し、又は撤回することができ
るものとする。

(b) (a)に定める通告の日の後六
十日以内に合意が成立しな

つたときは、議許の修正又は
撤回を申し出た締約国は、そ
の問題を締約国に付託する
ことができ、締約国は、直
ちにその問題を審査しなけれ
ばならない。議許の修正又は
撤回を申し出た締約国が合意
に達するためあらゆる努力を
払つたこと及びその締約国が
提案する補償的調整が適当な
ものであることを締約国が
認めるときは、その締約国
は、同時にその補償的調整を
実施することを条件として、
その議許を修正し、又は撤回
することができるものとす
る。締約国が、議許の修正
又は撤回を申し出た締約国の
提案する補償が適当なもので
あるとは認めないが、その締
約国が適当な補償を提案する
ためあらゆる努力を払
つたことを認めるときは、そ
の締約国は、その修正又は撤
回を行うことができるものと
する。このような措置が執ら
れたときは、(a)に掲げる他の
いずれの締約国も、その措置
を執つた締約国と直接に交渉
した議許のうちその措置と実
質的に等価値の議許を修正
し、又は撤回することができ
るものとする。

8 締約国は、4(a)の規定の範囲
内にはいる締約国が急速な開発
過程にあるときは、そのような
締約国においては、その国内市
場を拡大するための努力及びそ

の交易条件の不安定性から主と
して起る国際収支上の困難が生
ずることを認める。

9 4(a)の規定の範囲内にはいる
締約国は、自国の対外資金状況
を擁護するため、及び自国の経
済開発計画の実施のために十分
な貨幣準備を確保するため、10
から12までの規定に従うことを
条件として、輸入を許可される
商品の数量又は価格を制限する
ことにより輸入の全般的水準を
統制することができる。ただし、
このようにして新設され、維持
され、又は強化される輸入制限
は、次のいずれかの目的のため
に必要な限度をこえてはならな
い。

(a) 自国の貨幣準備の著しい減
少の脅威の予防又はそのよう
な減少の阻止
(b) 十分な貨幣準備を有しない
締約国の場合には、その貨幣
準備の合理的な率による増
加

前記のいずれの場合においても、
当該締約国の貨幣準備又は
その貨幣準備の必要性に影響を
及ぼしていると思われる特別の
要因(その締約国が外国の特別
の信用その他の資金を利用する
ことができる場合には、その信
用又は資金の適当な使用のため
の準備の必要性を含む)につい
て妥当な考慮を払わなければな
らない。

10 締約国は、これらの制限を課
するに當り、自国の経済開発政
策に照らして一層重要な産品の

輸入に優先権を与えるように、産品別又は産品の種類別に輸入に対する制限の範囲を定めることができる。ただし、その制限は、他の締約国の商業上又は経済上の利益に対する不必要な損害を避けるように、かつ、いずれかの種類の貨物の商業上の最少限度の数量の輸入でそれを排除すれば正常な交易を阻害することとなるものを不当に妨げないよう課さなければならず、また、商業上の見本の輸入を妨げ、又は特許権、商標権若しくは著作権に関する手続若しくは他の類似の手続に従うことを妨げるように課してはならない。

11 締約国は、国内政策の実施に当り、自国の国際収支の均衡を健全かつ永続的な基礎の上に回復することの必要性について、及び生産資源の経済的利用を確保することが望ましいことについて、受当な考慮を払わなければならない。締約国は、このBの規定に基いて課する制限を、9の条件に基き必要とされる限度においてのみ維持するものとし、状態が改善されるにしたがつて漸次緩和しなければならず、また、その制限の維持を必要とする正当な状態になつたときは、その制限を廃止しなければならない。ただし、締約国は、その開発政策を変更すればこのBの規定に基いて自国が課している制限が不必要になるであらうという理由

としてその制限を撤回し又は修正するように要求されることはない。

12 (a) 新たな制限を課し、又は、このBの規定に基いて適用している措置の実質的な強化により、自国の現行の制限の全般的水準を引き上げる締約国は、その制限を新設し、若しくは強化した後直ちに（又は事前の協議が實際上可能な場合には、その制限を新設し、若しくは強化する前に）、自国の国際収支上の困難の性質、執ることが出来る代りの是正措置及びその制限が他の締約国の経済に及ぼす影響について、締約国と協議しなければならない。

(b) 締約国は、締約国が定める日に、このBの規定に基いてその日に課せられていゝるすべての制限を審査しなければならない。このBの規定に基く制限を課している締約国は、前記の日から二年を経過した後は、締約国が毎年作成する計画に従つて大体二年ごとに（その間隔は、二年より短くはならない）、(a)の規定の例による協議を締約国間で行わなければならない。ただし、この(b)の規定に基く協議は、この12の他の規定に基く一般的な協議の締結の後二年以内に行うことはできない。

(c) (i) 締約国は、(a)又は(b)の規定に基く締約国との協議

において、制限がこのB又は第十三条の規定（第十四条の規定を留保する。）に合致しないと認めるときは、その不一致の性質を指摘しなければならない。また、その制限を適当に修正するよう助言することが出来る。

(ii) もつとも、締約国は、協議の結果、制限がこのB又は第十三条の規定（第十四条の規定を留保する。）に著しく反するよりな方法で課せられており、かつ、それがいづれかの締約国の貿易に損害を与え又は与えるおそれがあると決定するときは、その制限を課している締約国にその旨を通報し、かつ、その締約国が特定の期間内に前記の規定に従うようにするため適当な勧告を行わなければならない。その締約国が特定の期間内に前記の勧告に従わなかったときは、締約国は、その制限により貿易に悪影響を受けた締約国について、当該制限を課している締約国に対するこの協定の締結に基く義務で締約国が状況により適当であると決定するものを免除することが出来る。

(d) 締約国は、このBの規定に基く制限を課している締約国に対し、その制限がこのB又は第十三条の規定（第十四条の規定を留保する。）に反す

ること及びそれにより自国の貿易が悪影響を受けていることを一見して明白に立証することが出来る他の締約国から要請を受けたときは、締約国と協議するように勧誘しなければならない。もつとも、この勧誘は、関係締約国の直接の討議が成功しなかつたことを締約国が確認した場合でなければ行ふことはできない。締約国間の協議の結果、合意に達することができず、かつ、制限が前記の規定に反して課せられていること及びその制限がこの手続を開始した締約国の貿易に損害を与え又は与えるおそれがあることを締約国が決定するときは、締約国は、その制限の撤回又は修正を勧告しなければならない。締約国が定める期間内に制限が撤回され、又は修正されないときは、締約国は、この手続を開始した締約国について、当該制限を課している締約国に対するこの協定に基く義務で締約国が状況により適当であると決定するものを免除することが出来る。

(e) (i) 又は(d)のいずれかの最後の文の規定に従つて執られた措置の適用を受けている締約国は、締約国が認める義務の免除により自国の経済開発の計画及び政策の運営が悪影響を受けると認めるときは、その措置が執られた後六十日以内

内に、締約国の書記局長に対し、この協定から脱退する意思を書面により通告することとができるものとし、その脱退は、同書記局長がその通告書を受領した日の後六十日目に効力を生ずる。

(f) 締約国は、この12の規定に基く手続を執るに際し、2に掲げる要因に受当な考慮を払わなければならない。この12の規定に基く決定は、すみやかに、できれば協議の開始の日から六十日以内に行わなければならない。

C

13 4(a)の規定の範囲内にはいる締約国は、その国民の一般的生活水準を引き上げる意図をもつて特定の産業の確立を促進するため、政府の援助が必要であるが、この目的のためにはこの協定の他の規定に合致するいかなる措置も実際上執りえないと認めるときは、このCの規定及び手続を援用することが出来る。

14 締約国は、13に定める目的を達成するに当つて生ずる特別の困難を締約国に通告しなければならない。かつ、その困難を除去するために自国が執ることを申し出る特別の措置で輸入に影響を及ぼすものを示さなければならない。その締約国は、前記の措置を、15若しくは17に定める期間の満了前には、又は、その措置がこの協定に附属する該当の譲許表に含まれる譲許の対

象たる産品の輸入に影響を及ぼすものであるときは、18の規定に従い締約国間の同意を得ない限り、執ることができない。ただし、援助を受けている産業がすでに生産を開始しているときは、当該締約国は、締約国間に通報した後、当該産品の輸入が通常の水準をこえて実質的に増加することを防ぐための措置を必要とする期間中執ることができ。

15 前記の措置の通告の日の後三十日以内に、締約国が当該締約国に対して締約国間と協議するよう要請しなかつたときは、その締約国は、申し出た措置を執るために必要な限度において、この協定の他の条項の該当の規定から逸脱することができるとする。

16 締約国の要請を受けたときは、当該締約国は、申し出た措置の目的、この協定に基いて執ることができ得る代りの措置並びに申し出た措置が他の締約国の商業上及び経済上の利益に及ぼす影響について、締約国間と協議しななければならない。その協議の結果、締約国が、この協定の他の規定に合致する措置で13に定める目的の達成のために実際に執ることができ得るものがないことを認め、かつ、申し出られた措置に同意するときは、当該締約国は、その措置を執るために必要な限度において、この協定の他の条項の該当の規定に基く義務を免除されるものとす。

17 14の規定に基く申し出られた措置の通告の日の後九十日以内に、締約国がその措置に同意しないときは、当該締約国は、締約国間に通報した後、申し出た措置を執ることができ。

18 申し出た措置がこの協定に附属する該当の譲許表に含まれる譲許の対象たる産品に影響を及ぼすものであるときは、当該締約国は、その譲許について直接に交渉を行つた他の締約国及びその譲許について実質的な利害關係を有すると締約国間により決定された他の締約国と協議を行わなければならない。締約国は、この協定の他の規定に合致する措置で13に定める目的の達成のために実際に執ることができ得るものがないこと及び次のいずれかのことを認めるときは、前記の措置に同意しなければならない。

(a) 前記の協議の結果、これらの他の締約国との合意が成立したとき。
(b) 締約国が14に定める通告を受領した日の後六十日以内に、合意が成立しなかつたときは、このCの規定を援用する締約国が合意に達するためあらゆる必要な努力を払つたこと及び他の締約国の利益が十分に擁護されていること。
このCの規定を援用する締約国は、前記の措置を執るために必要な限度において、この協定の他の条項の該当の規定に基く義務を免除される。

19 13の規定の例による申し出られた措置が、この協定の該当の規定に基いて関係締約国が国際収支上の目的で課した制限によつて附随的に与えられた保護によりその確立が初期において容易にされた産業に關係があるときは、その締約国は、このCの規定及び手続を援用することができ。ただし、その締約国は、締約国間の同意がなければ、申し出た措置を執つてはならない。

20 このCの前諸項のいかなる規定も、この協定の第一条、第二条及び第十三条の規定からの逸脱を認めるものではない。10のただし書は、このCの規定に基くすべての制限に適用する。

21 17の規定に基く措置が執られている間はいつでも、その措置により実質的な影響を受けた締約国は、このCの規定を援用している締約国の貿易に対し、この協定に基く実質的に等価値の譲許その他の義務であつてその適用の停止を締約国が否認しないものの適用を停止することができ。ただし、影響を受ける締約国に実質的に不利となるように前記の措置が執られ、又は変更された後六箇月以内に、その停止について六十日の事前の通告を締約国間に対して行わなければならない。この停止を行つた締約国は、この協定の第二十二條の規定に従ひ協議のため

の適当な機会を与えなければならない。

22 4(b)の規定の範囲内にはいる締約国は、自国の経済の開發のため、特定の産業の確立に關し13の規定の例による措置を執ることを希望するときは、その措置について承認を得るため締約国間に申請することができ。締約国は、当該締約国と直ちに協議しななければならない。また、決定を下すに當つては、16に定める事項について考慮を払わなければならない。申し出られた措置に締約国が同意したときは、当該締約国は、その措置を執るために必要な限度において、この協定の他の条項の該当の規定に基く義務を免除される。申し出られた措置が、この協定に附属する該当の譲許表に含まれる譲許の対象たる産品に影響を及ぼすものであるときは、18の規定が適用される。

23 このDの規定に基いて執られる措置は、20の規定に従わなければならない。

第十九條中「義務又は譲許」を「譲許その他の義務」に改める。

第二十條の規定を次のように改正する。

(i) 「I」を削る。

(ii) (h)を次のように改める。
(h) 締約国間に提出されて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は締約国間

に提出されて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基く義務に従つて執られる措置。
(iii) (i)の次に次の新たな規定を加える。
(j) 一般的に又は地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、すべての締約国が当該産品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するものでなければならない。また、この協定の他の規定に反することのないな措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなつたときは、直ちに終止しなければならない。締約国は、千九百六十年六月三十日以前に、この(j)の規定の必要性について検討しななければならない。Iを削る。

(iv) 第二十二條を次のように改める。
Q 第二十二條 協議
1 各締約国は、この協定の運用に關して他の締約国が行う申立に対し好意的な考慮を払い、かつ、その申立に關する協議のため適当な機会を与えなければならない。

2 締約国は、いずれかの締約国の要請を受けたときは、前項の規定に基く協議により満足しうる解決が得られなかつた事項について、いずれかの一又は二

以上の締約国と協議することが出来る。

R

第二十三条の第四文及び第五文を、一般協定の機構上の改正に関する議定書に基づく改正が実施されるまでの間、次のように改める。

締約国は、事態が重大であるためそのような措置が正当とされ

ると認めるときは、締約国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務でその事態にかんがみて適当であると決定するものの他の締約国に対する適用の停止を許可することが出来る。

当該他の締約国に對するいづれかの譲許その他の義務の適用が実際に停止されたときは、その締約国は、停止の措置が執られた後六十日以内に、この協定から脱退する意思を書面により締約国団の書記局長に通告すること

とができ、この脱退は、同書記局長がその脱退通告書を受領した日の後六十日目に効力を生ずる。

S 第二十四条を次のように改正する。

(i) 4を次のように改める。

4 締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を發展させて貿易の自由を増大することが望ましいことを認める。

締約国は、また、関税同盟又は自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにあり、そのような領域と他の締約国との間の貿易

易に対する障害を引き上げることにはないことを認める。

(ii) 7(b)の第一文中「定める」を「に含まれる」に改める。

T 第二十五条中「(a)」、「(b)」、「(c)及び(d)を削る。

U 第二十六条を次のように改正する。

(i) 第二十六条を次のように改める。

2 第六条 受諾、効力発生及び登録

1 この協定の日付は、千九百四十七年十月三十日とする。

2 この協定は、千九百五十五年三月一日にこの協定の締約国であつたか、又はこの協定への加入のため交渉を行つていた締約国による受諾のため、開放される。

3 この協定は、ともに正文である英語及びフランス語の原本一通により作成され、国際連合事務総長に寄託されるものとす、同事務総長は、その認証謄本をすべての関係政府に送付するものとする。

5 (a) この協定を受諾する各政府は、その本土領域及びその政府が国際的責任を有する他の地域についてこの協定を受諾するものとする。

(b) (a)のただし書に基いて同書記局長に前記の通告を行つた政府は、自国の受諾が、除外された独立の関税地域、除外された独立の関税地域は、除外する。

(c) いずれかの関税地域で締約国がそれについてこの協定を受諾しているものは、その対外通商関係及びこの協定で定める他の事項の処理について完全な自治権を保持しているか又は取得したときは、責任を有する締約国の当該事実を確証する宣言による提唱に基いて締約国とみなされる。

6 この協定は、附属書Hの該当の欄の百分率に従つて算定して、同附属書に掲げる政府の領域の対外貿易総額の八十五パーセントを占める政府により受諾書が締約国団の書記局長に寄託された日の後三十日目に、この協定を受諾して

いる政府の間で効力を生ずる。その他の各政府の受諾書は、それが寄託された日の後三十日目に効力を生ずる。

7 国際連合は、この協定が効力を生じた後直ちに、この協定を登録する権限を有する。

(ii) この議定書の8(b)の規定に従うことを条件として、8(i)において改正されたもの中「附属書H」を「附属書G」に改める。

V 第二十七条の第二文を次のように改める。

この措置を執る締約国は、その旨を締約国団に通告しなければならず、また、要請を受けたときは、当該産品について実質的な利害関係を有する締約国と協議しなければならぬ。

W 第二十八条を次のように改める。

正 第二十八条 議許表の修正

1 締約国（以下この条において「申請締約国」という。）は、この協定に附属する該当の議許表に含まれる譲許を、その譲許について直接に交渉した締約国及び主要供給国としての利害関係を有する締約国団により決定された他の締約国（これらの二種類の締約国は、申請締約国とともに、以下この条において「主要関係締約国」という。）と交渉し、かつ、合意することにより、及びその譲許について実質的な利害

害関係を有する締約国団が決定する他の締約国と協議することを条件として、千九百五十八年一月一日から始まる各三年の期間の最初の日（又は締約国団が投票の三分の二の多数決により定めるその他の期間の最初の日）に、修正し、又は撤回することが出来る。

2 前記の交渉及び合意（他の産品に関する補償的調整の規定を含むことができる。）において、関係締約国は、その交渉前におけるこの協定に定められた水準より貿易にとつて不利でない相互のかつ互恵的な譲許の一般的水準を維持するように努めなければならない。

3 (a) 千九百五十八年一月一日前に、又は1にいう期間の満了前に、主要関係締約国の間に合意が成立しなかつた場合においても、前記の譲許の修正又は撤回を申し出る締約国は、その修正又は撤回を行うことができ、この措置が執られた場合には、その譲許について直接に交渉した締約国、1の規定に基づき主要供給国としての利害関係を有する決定された締約国及び1の規定に基づき実質的な利害関係を有すると決定された締約国は、申請締約国と直接に交渉した譲許のうちその措置と実質的に等価値の譲許の撤回を行うことができる。ただし、その措置が執られた後六箇月以内に、その撤回について、締約

国は、その協定を受諾する各政府は、その本土領域及びその政府が国際的責任を有する他の地域についてこの協定を受諾するものとする。

(b) (a)のただし書に基いて同書記局長に前記の通告を行つた政府は、自国の受諾が、除外された独立の関税地域、除外された独立の関税地域は、除外する。

(c) いずれかの関税地域で締約国がそれについてこの協定を受諾しているものは、その対外通商関係及びこの協定で定める他の事項の処理について完全な自治権を保持しているか又は取得したときは、責任を有する締約国の当該事実を確証する宣言による提唱に基いて締約国とみなされる。

6 この協定は、附属書Hの該当の欄の百分率に従つて算定して、同附属書に掲げる政府の領域の対外貿易総額の八十五パーセントを占める政府により受諾書が締約国団の書記局長に寄託された日の後三十日目に、この協定を受諾して

いる政府の間で効力を生ずる。その他の各政府の受諾書は、それが寄託された日の後三十日目に効力を生ずる。

国団が三十日の事前の通告書を受領していることを条件とする。

(b) 主要関係締約国の間に合意が成立した場合において、1の規定に基づき実質的な利害関係を有すると決定された他の締約国がそれに満足しないときは、当該他の締約国は、申請締約国と直接に交渉した議書の撤回を行うことができる。ただし、前記の合意に基づく措置が執られた後六箇月以内に、その撤回について、締約国団が三十日の事前の通告書を受領していることを条件とする。

4 締約国団は、特別の事情があるときはいつでも、次の手続及び条件に従うことを条件として、締約国が、この協定に附属する該当の議許表に含まれる議許の修正又は撤回のための交渉を開始することを承認することができる。

(a) この交渉及びそれに関連する協議は、1及び2の規定に従って行われなければならない。

(b) 交渉において主要関係締約国の間に合意が成立したときは、3(b)の規定が適用される。

(c) 交渉を開始することが承認された日の後六十日の期間内に又は締約国団が定めるそれより長い期間内に主要関係締約国の間に合意が成立しなかつたときは、申請締約国は、その問題を締約国団に付託することができる。

(d) 締約国団は、前記の問題を付託されたときは、直ちにその問題を審査し、かつ、解決を得るために締約国団の見解を主要関係締約国に提示しなければならぬ。解決が得られたときは、主要関係締約国の間に合意が成立した場合と同様に、3(b)の規定が適用される。主要関係締約国の間で解決が得られなかつたときは、申請締約国は、適当な補償を提案しなかつたことが不当であると締約国団により決定されない限り、当該議許を修正し、又は撤回することができる。この措置が執られたときは、その議許について直接に交渉した締約国、(a)の規定に基づき主要供給国としての利害関係を有すると決定された締約国及び(a)の規定に基づき実質的な利害関係を有すると決定された締約国は、申請締約国と直接に交渉した議許のうちにその措置と実質的に等価価値の議許の修正又は撤回を行うことができる。ただし、その措置が執られた後六箇月以内に、その修正又は撤回について、締約国団が三十日の事前の通告書を受領していることを条件とする。

5 締約国は、締約国団に通告することにより、千九百五十八年一月一日前に、又は1にいう期間の満了前に、該当の議許表を、

次の期間中、1から3までに定める手続に従つて修正する権利を留保することができる。いずれかの締約国がこの権利を留保するときは、他の締約国は、当該期間中、その締約国と直接に交渉した議許を、同一の手続に従つて修正し、又は撤回する権利を有する。

(i) 第二十八条の次に次の新たな一条を加える。

第二十八条の二 関税交渉

1 締約国は、関税がしばしば貿易に対する著しい障害となること、したがつて、関税その他輸入及び輸出に関する課徴金の一般的水準の実質的な引下げ、特に、最少限度の数量の輸入をも阻害するような高関税の引下げをめざし、かつ、この協定の目的及び各締約国の異なる必要に妥当な考慮を払つて行われる相互的かつ互恵的な交渉が国際貿易の拡大のため極めて重要であることを認める。よつて、締約国団は、このような交渉を随時主催することができる。

2 (a) この条の規定に基づく交渉は、個々の産品について、又は関係締約国が受諾する多角的手続を適用して、行うことができる。この交渉は、関税の引下げ、関税の現行水準におけるすえ置又は個々の関税若しくは特定の部類の産品に対する平均関税が特定の水準をこえて

はならないという約束を目的とすることができる。低関税又は無税のすえ置は、原則として、高関税の引下げと等価値の議許とみなされる。

(b) 締約国は、多角的交渉の成功が、相互間で行う貿易が自国の対外貿易の相当の部分に占めるすべての締約国の参加に依存するものであることを認める。

3 交渉は、次のことを十分に考慮して行われなければならない。

(a) i. 各締約国及び各産業の必要を助長するため関税による保護を一層弾力的に利用することの必要及びこれらの国が輸入上の目的で関税を維持することの特別の必要

(b) 低関税国がその経済開発を助長するため関税による保護を一層弾力的に利用することの必要及びこれらの国が輸入上の目的で関税を維持することの特別の必要

(c) その他関連のあるすべての事情(関係締約国の財政上、開発上、戦路上その他の必要を含む)

(ii) この議定書の8(a)の規定に従うことを条件として、この条を第二十九条とする。

第三十一条の規定を次のように改正する。

(i) 第一文中「第二十三条又は第三十条の規定」の上に「第十八条12、」を加える。

(ii) 第一文中「千九百五十一年一月一日以後、」を削る。

(iii) 第二文中「千九百五十一年一月一日以後、」を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 特定締約国間における協定の適用

1 この協定又はこの協定の第二条の規定は、次の場合には、いずれかの締約国と他のいずれかの締約国との間には適用されないものとする。

(a) 両締約国が相互間の関税交渉を開始しておらず、かつ、両締約国の一方が締約国となる時にそのいずれかの締約国がその適用に同意しない場合

2 締約国団は、締約国の要請を受けたときは、特定の場合におけるこの条の規定の運用を検討し、及び適当な勧告をすることができる。

AA 附属書H(このAA(ii)の規定に従つて改正される前のもの)を次のように改正する。

(i) 附属書Hの規定を次のように改める。

第二十六条の決定を行うために用いる対外貿易総額の百分率(千九百四十九年から千九百五十三年までの平均に基く)

この協定が、日本国政府の同協定への加入前に、対外貿易額が第一欄により第二十六条6に規定する百分率を占める締約国により受諾されたときは、前記

の規定の適用上、第一欄が適用される。この協定が、日本国政府の加入前に、前記のように受

ウルグアイ
日本国
計

〇・四
一
一〇〇・〇 一〇〇・〇

2 締約国が、「通常の商取引において完全な競争的条件の下に」という表現を、買手と売手が相互に独立しておらず、かつ、価格を唯一の考慮の対象としない取引を排除するものと解釈することは、第七

第一欄 (千九百五十五年三月一日現在の締約国)
第二欄 (千九百五十五年三月一日現在の締約国及び日本国)

オーストラリア	三・一	三・〇
オーストリア	〇・九	〇・八
ベルギー・ルクセンブルグ	四・三	四・二
ブラジル	二・五	二・四
ビルマ	〇・三	〇・三
カナダ	六・七	六・五
セイロン	〇・五	〇・五
チリ	〇・六	〇・六
キューバ	一・一	一・一
チェッコスロヴァキア	一・四	一・四
デンマーク	一・四	一・四
ドミニカ共和国	〇・一	〇・一
フィンランド	一・〇	一・〇
フランス	八・七	八・五
ドイツ連邦共和国	五・三	五・二
ギリシャ	〇・四	〇・四
ハイティ	〇・一	〇・一
インド	二・四	二・四
インドネシア	一・三	一・三
イタリヤ	二・九	二・八
オランダ王国	四・七	四・六
ニュー・ジラランド	一・〇	一・〇
ニカラグア	〇・一	〇・一
ノールウェー	一・一	一・一
パキスタン	〇・九	〇・八
ペルー	〇・四	〇・四
ローデシア及びニアサランド	〇・六	〇・六
スウェーデン	二・五	二・四
トルコ	〇・六	〇・六
南アフリカ連邦	一・八	一・八
連合王国	二・〇・三	一九・八
アメリカ合衆国	二・〇・六	二・〇・一

(注) これらの百分率は、関税及び貿易に関する一般協定が適用されるすべての領域の貿易を考慮して算定した。

(ii) この議定書の8(b)の規定に従うことを条件として、「附属書H」を「附属書G」に改める。

BB

附属書I (このBBの(i)の規定により「附属書H」となるものであるが、以下「附属書I」という。)を次のように改正する。

(i) この議定書の8(b)の規定に従うことを条件として、附属書Iを附属書Hとする。

(ii) この附属書の見出しを「注釈及び補足規定」に改める。

CC

附属書Iの第六条についての注釈を次のように改正する。

(i) 1についての注釈に「1」を附する。

(ii) 1についての注釈に次の新たな注釈を加える。

2 貿易の完全な又は実質的に完全な独占を設定している国ですべての国内価格が国家により定められているものからの輸入の場合には、1の規定の適用上比較可能な価格の決定が困難であり、また、このような場合には、輸入締約国にとつて、このような国にお

(iii) 第六条についての注釈に次の新たな注釈を加える。

6(b)について

6(b)の規定に基づく免除は、ダンピング防止税又は相殺関税を課することを申し出る締約国の申請に基いてのみ許される。

DD

附属書Iの第七条についての注釈を次のように改正する。

(i) 1についての注釈を次のように改める。

1 について

「その他の課徴金」という表現は、輸入産品に対して又はそれに関連して課せられる内国税又は同等の課徴金を含むものとみなすべきではない。

(ii) 2についての注釈を次のように改める。

2 について

1 「実際の価額」が、送状価格に含まれない正当な費用のための負担額であつて「実際の価格」の本来の要素たるもの及び通常の競争価格からの異常な割引額その他の軽減額を送状価格に加算したものであると推定することは、第七条の規定に合致するものである。

2 締約国が、「通常の商取引において完全な競争的条件の下に」という表現を、買手と売手が相互に独立しておらず、かつ、価格を唯一の考慮の対象としない取引を排除するものと解釈することは、第七

3 「完全な競争的条件」という原則は、締約国が、一手取扱代理者のみに与える特別の割引を含む価格を関税上の評価のための価格として考慮しないことを妨げるものではない。

4 (a)及び(b)の規定は、締約国に対し、(1)輸入貨物についての特定輸出業者の価格又は(2)同種の貨物の一般的な価格水準のいずれかを基礎として、関税上の価額を決定することを妨げるものではない。

EE

附属書Iの第八条についての注釈を次のように改める。

第八条について

1 第八条の規定は、複数を替相場の使用自体については規定していないが、1及び4の規定は、複数通貨措置を実施するための手段として為替についての租税又は手数料を課することを不当とするものである。ただし、締約国が国際通貨基金の承認を得て国際収支上の理由により為替について複数手数料を課しているときは、第十五条9

(a)の規定は、その締約国の立場を完全に擁護する。

2 いずれかの締約国から他のいずれかの締約国への産品の輸入に際し、絶対に不可欠な限度においてのみ原産地証明書の提出を要求することは、1の規定に合致する。

FF

附属書Iの「第十一条について」の前に次の注釈を加える。

第十一条、第十二条、第十三条、第十四条及び第十八条について

第十一条、第十二条、第十三条、第十四条及び第十八条を通じて、「輸入制限」又は「輸出制限」は、国家貿易の運用によって実施される制限を含む。

GG

附属書Iの第十二条についての注釈を次のように改める。

第十二条について

締約国団は、この条の規定に基づく協議を行うに当つて秘密を最高度に守るよう措置を執らなければならない。

3 (c)について

制限を課している締約国は、いずれかの締約国の経済が大いに依存している産品の輸出に著しい損害を与えることを避けるように努めなければならない。

4 (b)について

締約国団が定める日を、この協定の前文、第二部及び第三部を改正する議定書により行われるこの

条の改正の効力発生の日の後九十日以内とすることに合意する。もつとも、締約国団は、その時の状態が、当初の予想に反して4 (b)の規定の適用に適していないと認めるときは、その後の日を決定することが出来る。ただし、その日は、国際通貨基金協定第八條第二項、第三項及び第四項の規定に基づく義務が、同基金の加盟国である締約国でその外国貿易の合計がすべての締約国の外国貿易の総計の少くとも五十パーセントを占めるものに課せられる時の後三十日以内でなければならない。

4 (e)について
4 (e)の規定は、国際収支上の理由による数量制限の適用又は維持に關し、新たないかなる基準をも加えるものではないと了解される。交易条件の変化、数量制限、過度の関税及び補助金等のあらゆる外的要因で制限を課している締約国の国際収支上の困難の一因となつていものが十分に考慮されることを確保することのみが意図されている。

HH

この議定書の8 (c)の規定に従うことを条件として、附属書Iの第十四条についての注釈を次のように改正する。

1 (g)についての注釈を次のように改める。

1 1の規定は、締約国団が第十二条4及び第十八条12に定める協議において輸入制限の分野における

差別待遇の性質、影響及び理由を十分に考慮することを妨げるものと解してはならない。

II

附属書Iの第十五条についての注釈の次に次の新たな注釈を加える。

第十六条について

いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課せられる関税若しくは租税を免除されること又はそれらの関税若しくは租税が課せられたときにその額をこえない額だけ払いもどしを受けることは、補助金の交付とみなさない。

1 Bについて

1 Bの規定が、締約国が国際通貨基金協定に従つて複數為替相場を使用することを妨げるものではない。

2 Bの規定の適用上、「一次産品」とは、農業、林業若しくは漁業の産品又は鉱産物で、天然の形態のもの又は国際貿易における実質的な量の売買に備えるため慣習的に必要とされる加工を加えたものであると理解される。

3 について

1 締約国が過去の代表的な期間において当該産品を輸出しなかつたという事実は、その締約国が当該産品の貿易における取分を獲得する権利を確立することを妨げるものではない。

2 輸出価格の変動に關係なく、一次産品の国内価格又はその国

内生産者の収入を安定させるための制度であつて、同種の産品についての国内市場の買手に対する比較可能な価格より低い価格で当該産品を輸出のため販売することになることがあるものは、締約国団が次のことを決定するときは、3の規定の意味において輸出補助金の一形式とみなされない。

(a) その制度が、また、同種の産品についての国内市場の買手に対する比較可能な価格より高い価格で当該産品を輸出のため販売することにもなつたこと又はそうなるように立案されていること及び

(b) その制度が、生産の実効的な規制その他の方法により、不当に輸出を促進しないように、又は他の締約国の利益を著しく害しないように、運用されていること又は運用されるように立案されていること。

締約国団による前記の決定にかかわらず、前記の制度の運用の資金の全部又は一部が、当該産品の生産者から徴集した資金のほか政府資金によつてまかなわれているときは、その運用は、3の規定に従わなければならない。

4 について

4の規定の趣旨は、締約国が、千九百五十七年の末日までに、残存するすべての補助金を千九百五十八年一月一日以後廃止するための合意に達するように努めるべきである

り、また、それができないときは、そのような合意への到達を期待することができその後の最も早い日まで現状維持を続けるための合意に達するように努めるべきであるということにある。

JJ

附属書Iの第十七条についての注釈に次の新たな注釈を加える。

3 について

締約国が3の規定に基いて行うことに同意する交渉は、輸入及び輸出に対する関税その他の課徴金の引下げ又はこの協定の規定に合致する相互に満足しうる他の取極の締結を目的として行うことができる。(第二條4の規定及びその規定についての注釈参照)

4 (b)について

4 (b)の規定において「輸入差益」とは、輸入産品について輸入独占により付される価格(第三條の規定の範囲内の内国税、輸送及び分配の経費、購入、販売又は加工に伴うその他の経費並びに妥当な利潤を除く)が陸揚価格をこえる幅を示すものである。

KK

附属書Iの第十八条についての注釈を次のように改める。

第十八条について

締約国団及び関係締約国は、この条の規定に基いて生ずる事項に關し秘密を最高度に守らなければならない。

1 及び4 について

1 締約国団は、締約国の経済が

「低生活水準を維持することができにすぎない」かどうかを審査する場合には、その国の経済の通常の状態を考慮しなければならず、また、例外的な事情、たとえはその締約国の主要輸出品品にとつて例外的に有利な状態の一時的存在から生ずる事情に基いて決定を行つてはならない。

2 「開発の初期の段階にある」という表現は、経済開発を開始したばかりの締約国のみでなく、一次産品の生産に対する過度の依存を是正するために経済が工業化の過程にある締約国にも適用される。

2、3、7、13及び22について 特定の産業の確立は、新たな産業の確立のみでなく、現存の産業の新たな生産部門の確立、現存の産業の実質的な転換及び国内需要の比較的小さい部分を充足することができにすぎない現存の産業の実質的な拡大を含むものとし、また、敵対行動又は天災の結果破壊され、又は実質的な損害を受けた産業の再建にも適用する。

7(b)について

7(a)にいう申請締約国以外の締約国による7(b)の規定に基づく修正又は撤回は、申請締約国が措置を執つた日から六箇月以内に行ふものとし、かつ、その修正又は撤回が締約国に通告された日の後三十日目に効力を生ずる。

11について

11の第二文の規定は、締約国に対し、制限の緩和又は除去により

第十八条9の規定に基づく制限の強化又は新設を正当とするような状態がもたらされる場合に、その緩和又は除去を要求するものと解してはならない。

12(b)について

12(b)にいう日は、締約国がこの協定の第十二条4(b)の規定に従つて決定する日とする。

13及び14について

締約国が、14の規定に従つて措置を執ることを決定し、かつ、締約国に通告する前に、関係産業の競争上の立場を評価するために、相当の期間を必要とするかもしれないことを認める。

15及び16について

締約国は、Cの規定に基づく措置により貿易に相当の影響を受ける締約国から要請を受けたときは、その措置を執ることを申し出た締約国に対し、16の規定に従い締約国と協議するように勧誘すべきものと了解される。

16、18、19及び22について

1 締約国は、申し出られた措置に特定の条件又は制限を附して同意することができるとして了解される。執られた措置が同意の要件に合致しないときは、その措置は、その合致しない限度において、締約国が同意しなかつた措置とされる。締約国が特定の期間についてある措置に同意する場合において、当該締約国が、その措置の当初の目的の達成のためその措置をさらに新たな期間維持することが必要であると認めるときは、そ

の締約国は、C又はDの規定及び手続に従い、その期間の延長を締約国に申請することができる。

2 締約国は、締約国の経済が大いに依存している産品の輸出に著しい損害を与えらると思われような措置には原則として同意しないものと期待される。

18及び22について

「他の締約国の利益が十分に擁護されること」という表現は、それぞれの場合においてそれらの利益を擁護するための最も適当な方法を十分に考慮することを目的としている。この適当な方法としては、たとえば、C若しくはDの規定を援用する締約国がこの協定の他の条項からの逸脱が有効である間適用する追加譲許の形式又は当該措置の実施から生ずる損害と実質的に等価の譲許の18にいう他の締約国による一時的停止の形式を採ることができ。このような締約国は、譲許の一時的停止により自国の利益を擁護する権利を有するが、この権利は、締約国が、4(a)の規定の範囲内にはいる締約国が執る措置に關して申し出られた補償的譲許が十分であると決定したときは、行使されないものとする。

19について

19の規定は、産業が13及び14についての注釈にいう「相当の期間」をこえて存在した場合に適用することを意図するものであり、新たに確立された産業が国際収支のための輸入制限により附随的に与え

られた保護によつて利益を受けた場合においても、その産業についてCの他の規定(17の規定を含む)を援用する権利を第十八条4(a)の規定の範囲内にはいる締約国から奪うものと解してはならない。

21について

21の規定に従つて執られた措置は、17の規定に従つて執られた措置が撤回されるとき、又は、17に定める九十日の期間を経過した後、締約国が申し出られた措置に同意するときは、直ちに撤回しなければならない。

附屬書 LL

第二十條について

(h)について (h)に定める例外は、経済社会理事會が千九百四十七年三月二十八日の決議第三十(IV)で承認した原則に合致する商品協定にも適用する。

附屬書 MM

附屬書 I の第二十六條について 注釈を削る。

附屬書 NN

附屬書 I に次の新たな注釈を加える。

第二十八條について

締約国及び各關係締約国は、予想される関税率の変更の細目が早期に漏れることを避けるため、できる限り秘密を保つて交渉及び協議を行ななければならぬ。締約国は、この条の規定の援用の

結果生ずる各国の関税率のすべての変更を直ちに通報されるものとす。

1について

1 締約国が三年の期間以外の期間を定めるときは、締約国は、その期間が満了した後の最初の日に第二十八條1又は3の規定に従つて行動することができ、締約国が再び別の期間を定めないう限り、その後の期間に、前記に定められた期間の満了後の各三年の期間とする。

2 千九百五十八年一月一日に、又は1の規定に従つて定められる他の日に、締約国が「譲許を修正し、又は撤回することができ」という規定は、その日に、又は各期間の終了後の最初の日に、第二條の規定に基づくその締約国の法律上の義務が変更されることを意味するが、その締約国の関税率の変更を必ずしも前記の日に実施することを意味するものではない。この条の規定に従つて行われた交渉の結果生ずる関税率の変更が遅れるときは、補償的譲許の実施も、また、遅らせることができる。

3 該當の譲許表に含まれるいづれかの譲許の修正又は撤回を希望する締約国は、千九百五十八年一月一日又はその後のすべし置期間の最終日の六箇月前から三箇月前までの間に、その旨を締約国に通告しなければならぬ。次いで、締約国は、1にいう交渉又は協議を行う締約国を決定しなければならない。こ

のように決定された締約国は、すべし置期間の満了前に合意に達するよう、申請締約国との交渉又は協議に参加しなければならぬ。譲許表の保証すべし置期間の延長は、第二十八条1、2及び3の規定に基づき交渉後修正された譲許表にも適用するものとする。締約国は、千九百五十八年一月一日又は1の規定に従つて定められる他の日に先だつ六箇月の期間内に多角的関税交渉を行うよう取り計らうときは、その交渉のための取極中に1に定める交渉の実施のための適当な手続を加えなければならない。

4 譲許について直接に交渉を行つた締約国のほか、主要供給国としての利益を有する締約国の交渉への参加に関する規定を設ける目的は、譲許の対象となつた産品の貿易において譲許について直接に交渉を行つた締約国より大きい取分を有する締約国が、この協定に基いて享有する締約国としての権利を保護するための有効な機会をもつことを確保することにある。一方、交渉の範囲を広げて第二十八条の規定に基づく交渉及び合意を不当に困難なものとし、又は同条の規定に基く交渉の結果たる譲許に対する同条の規定の将来の適用に紛糾を生ぜしめることを意図するものではない。したがつて、締約国は、締約国が、交渉前の相当の期間にわたり申請締約国の市場において譲許につ

いて直接に交渉を行つた締約国より大きい取分を有していたとき、又は、申請締約国が差別的數量制限を維持していなかつたならば、そのような取分を有したであらうと締約国が判断するときに限り、当該締約国が主要供給国としての利益を有するものと決定するものとする。よつて、締約国は、二以上の締約国又は関係国間に近似性がある例外的場合において三以上の締約国が主要供給国としての利益を有すると決定することは妥当ではない。

5 1 についての注釈4における主要供給国としての利益の定義にかかわらず、締約国は、いづれかの締約国の輸出量の主要部分を構成する貿易が当該譲許の影響を受けるときは、その締約国が主要供給国としての利益を有すると例外的に決定することが出来る。

6 主要供給国としての利益を有する締約国の交渉への参加に関する規定及び申請締約国が修正若しくは撤回を求めている譲許について実質的な利害関係を有する締約国との協議に関する規定は、撤回若しくは修正を申し出た時における貿易の状態に照らし、かつ、申請締約国が維持している差別的數量制限を考慮に入れて、申請締約国が求めている撤回若しくは修正より大きい補償を与え、又はその撤回若しくは修正より大きい報復を受けるべきであるという趣旨を有するものではない。

7 「実質的利益」という表現は、正確に定義しえないものであるから、締約国間に困難を与えるかもしれない。しかし、譲許の修正若しくは撤回を求める締約国の市場において、相当の取分を有する締約国又は、自国の輸出に影響を与える差別的數量制限がなかつたならば、相当の取分を有したであらうと予想することが妥当である締約国にのみ適用するものと解することが意図されている。

4 について

1 交渉を開始するための承認の要請は、必要なすべての統計その他の資料を添えて行わなければならない。この要請についての決定は、要請の提出の日から三十日以内に行ふものとする。

2 比較的少數の一次産品に大きく依存し、かつ、自国の経済の多様化を促進するための重要な手段として、又は歳入の重要な源泉として、関税に依存している締約国に対し、第二十八条1の規定のみに基づく譲許の修正又は撤回のための通常の交渉を行ふことを承認することは、結局不必要であつたと判明するようない修正又は撤回をその締約国が行ふことになるかもしれないことが認められる。このような事態を避けるため、締約国は、この協定の譲許表の安定を脅かし、国際貿易に不当な障害となるような関税水準の引上げをも

たらし、又はその引上げを実質的に助長すると考へる場合を除くほか、前記の締約国が4の規定に基いて交渉を開始することを承認しなければならぬ。

3 単一の品目又はきわめて少數の品目についての修正又は撤回のため4の規定により承認される交渉は、通常六十日以内に成立するものと期待される。もつとも、この期間は、より多數の品目についての修正又は撤回に関する交渉の場合に不十分であるから、そのような場合には、締約国がこの期間より長い期間を定めることが適当であると認められる。

4 4(d)にいう決定は、申請締約国がより長い期間に同意しない限り、当該問題が締約国に付託された後三十日以内に締約国によつて行われるものとする。

5 申請締約国が適当な補償を提案しなかつたことが不当であるかどうかを4(d)の規定に基づき決定するに際し、締約国は、関税の大部分を著しく低い税率にすえ置いており、かつ、その限度において、補償的調整を行うための幅が他の締約国より少い締約国の特別の立場に妥当な考慮を払ふものと了解される。

00 附屬書Iに次の新たな注釈を加える。

(i) 次の注釈を加える。

第二十八条の二について

3 について

財政上の必要というときは、関税の収入面、特に本来収入上の目的で課せられる関税又は前記の収入関税の回避を防止するため収入関税を課せられる産品に代替することが出来る産品に課せられる関税の収入面を含むものと了解される。

(ii) この議定書の8(a)の規定に従うことを条件として、この注釈の見出しを「第二十九条について」に改める。

PP 附屬書Iの最後の注釈を削る。

QQ この議定書の8(c)の規定に従うことを条件として、附屬書J及びその注釈を削る。

RR この議定書の8(a)の規定に従うことを条件として、「第一条」、「第二条又は第三条は、一般協定第一条(一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書B(a)の規定により第二条となるものであるが、ここでは「第一条」といふ)、第二条(前記の改正議定書のC(a)の規定により第三条となるものであるが、ここでは「第二条」といふ)、第二十九条、第三十条、それらの条に関する附屬書及び一般協定附屬書Iにおける場合を除くほか、それらが一般協定の他の諸規定において言及されるとき、並びに将来前記の諸規定が改正されてそれらに言及す

るときは、それぞれ、「第一条」、「第三条」又は「第四条」に改める。

SS

第二十六條の「2」、「3」、「4」、「5」又は「6」は、一般協定第一条、第二条、第二十九條、第三十條、それらの条に關する附屬書及び一般協定附屬議表における場合を除くほか、それらが一般協定の他の諸規定において言及されるとき、並びに将来前記の諸規定が改正されてそれらに言及するとき、それぞれ、「3」、「4」、「5」、「6」又は「7」に改める。

2 この議定書は、一般協定の締約国間の書記局長に寄託するものとす、貿易協力機關に關する協定が効力を生じた後は、同機關の事務局長に寄託するものとす。

3 この議定書は、一般協定の締約国による署名のため千九百五十五年十一月十五日まで開放される。ただし、この議定書に署名することができず期間を、締約国間の決定により、いずれかの締約国について前記の日をこえて延長することができる。

4 一般協定の締約国間の書記局長又は前記の機關の事務局長は、この議定書の証書本及びその各署名について、通告書をすみやかに一般協定の各締約国に送付するものとする。

5 この議定書の3の規定によるこの議定書への署名は、1に定める改正の一般協定第三十條の規定による受諾を構成するものとみなされる。

6 締約国によるこの議定書への署名は、当該国がこの議定書への署名の時に別段の明記を行わない限り、この議定書の作成の時までに締約国間で作成し、かつ、署名のため開放された一般協定の訂正又は修正に關する議定書で、当該締約国が署名又は受諾を行つていないものの受諾を構成する。この受諾は、その締約国がこの議定書に署名した日に効力を生ずる。

7 この議定書は、國際連合憲章第二百二條の規定に従つて登録される。

8 1に定める改正は、すべての締約国の政府の三分の二により受諾された時に、一般協定第三十條の規定に従つて効力を生ずる。ただし、次のことを条件とする。

(a) A、B、C、X(ii)、OO(ii)及びRRに定める改正は、一般協定第一條、第二十九條及び第三十條を改正する議定書Aにおける改正の効力発生前には、実施されないものとする。

(b) U(ii)、AA(ii)及びBB(i)に定める改正は、(a)に掲げる議定書のBにおける改正の効力発生前には、実施されないものとする。

(c) J(i)、HH及びQQに定める改正は、國際通貨基金協定第八條第二項、第三項及び第四項の規定に基く義務が、同基金の加盟国である締約国でその外國貿易の合計がすべての締約国の外國貿易の總計の少くとも五十パーセントを占めるものに課せられる日前には、実施されないものとする。

以上の証拠として、各代表者は、このため正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十五年三月十日にジュネーブで、ともに正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

オーストラリア連邦のために

オーストリア共和国のために

ベルギー王国のために

ブラジル合衆国のために

ビルマ連邦のために

カナダのために

セイロンのために

チリ共和国のために

キューバ共和国のために

チェコスロヴァキア共和国のために

デンマーク王国のために

ドミニカ共和国のために

フィンランド共和国のために

フランス共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

ギリシャ王国のために

ハイチ共和国のために

インドのために

インドネシア共和国のために

イタリア共和国のために

ルクセンブルグ大公国のために

オランダ王国のために

ニュー・ジブラルドルのために

ニカラグア共和国のために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

ペルーのために

ローデシア及びニアサランドの連邦のために

スウェーデン王国のために

トルコ共和国のために

南アフリカ連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

ウルグアイ共和国のために

関税及び貿易に關する一般協定の機構上の改正に關する議定書、関税及び貿易に關する一般協定(以下「一般協定」という。)の締約国政府(以下「締約国」という。)は、貿易協力機關の設立に關連して一般協定の規定の改正を行ふことを希望して、ここに、次のとおり協定する。

1 第一部

一般協定の規定を次のように改正する。

A 第二十三條の第二文、第三文、第四文及び第五文を削る。

(i) 第二十五條の見出しを「貿易協力機關」に改める。

(ii) 第二十五條1、2、3、4及び5(a)を次のように改める。

1 千九百五十五年三月十日の日付を有する協定により設立された貿易協力機關は、一般協定に關する同機關の行動を定める規定及び共同行動を含む他の規定を実施するものとし、また、一般協定に關するその他の活動であつて同機關を設立した協定で規定されているものを行ふことができる。

2 すべての締約国は、できる限りすみやかに、前記の機關の加盟国とならなければならない。

3 貿易協力機関に関する協定を受諾した締約国は、その協定の効力発生後いつでも、その協定を受諾しなかつた締約国が締約国の地位を失うことを決定することができる。

C 第二十六条4(c) (一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書U(1)の規定により改正される前のもの)中「締約国とみなされる。」を「締約国とみなされ、かつ、機関の加盟国とみなされる。」に改める。

D 第三十一条中「第二十三条又は」を削る。

E 第三十三条を次のように改める。

第三十三条 加入

この協定の締約国でない政府は、その政府が貿易協力機関に関する協定を受諾している場合に限り、その政府と締約国との間で合意される条件によりこの協定に加入することができ、この条の規定に基づく締約国の決定は、締約国の三分の二の多数により行われる。

F 附屬書Iに次の第三十三条について注釈を加える。

第三十三条について

同様に、対外通商関係及びこの協定に定めるその他の事項の処理について、完全な自治権を有する独立の関税地域のために

行動する政府は、その地域に適用される条件に従つて、その地域ののためにこの協定に加入することができる。

G 一般協定第十八条12(e)、第二十六條3、4、5及び6並びに第三十一条の諸規定中「国際連合事務局長」及び「締約国団の書記局長」を「機関の事務局長」に改める(前記の諸規定が将来改正されてそれらに言及する場合を含む)。

H この部のGの規定の適用を受ける場合を除くほか、一般協定第二十六條4及び5の諸規定中「事務局長」及び「書記局長」を「事務局長」に改める(前記の諸規定が将来改正されてそれらに言及する場合を含む)。

I Gの規定の適用を受ける場合を除くほか、一般協定の諸規定(第二條、第三條、第二十九條、第三十條、それらの条に関する附屬書及び一般協定附屬議定書の規定を除く)(前記の諸規定が将来改正されて「締約国団」に言及する場合を含む)中「締約国団」を「機関」に改める。

AA 一般協定の規定を次のように改正する。

第三條6(a)中「締約国団(すなわち、第二十五條に定める共同して行動する締約国)」を「貿易

協力機関(以下「機関」という。)」に改める(第三條6(a)が将来改正されてそれに言及する場合を含む)。

BB 一般協定第三十條2中「国際連合事務局長」及び「締約国団の書記局長」を「機関の事務局長」に改める(同項が将来改正されてそれらに言及する場合を含む)。

CC

この部のAA及びBBの規定の適用を受ける場合を除くほか、一般協定第二條、第三條、第二十九條、第三十條、それらの条に関する附屬書及び一般協定附屬議定書の諸規定(前記の諸規定が将来改正されて「締約国団」に言及する場合を含む)中「締約国団」を「機関」に改める。

DD

この議定書の第一部に定める改正の効力発生後は、第二條3(一般協定第一部、第二十九條及び第三十條を改正する議定書B(b)(iii)の規定により改正されるものを含む)中「ただし」以下を次のように改める。

ただし、その特恵は、別段の定めがない例外の場合には、貿易協力機関に関する協定の規定に基いて承認される。

2 この議定書は、一般協定の締約国団の書記局長に寄託するものとす、貿易協力機関に関する協定が効力を生じた後は、同機関の事務局長に寄託するものとする。

3 この議定書は、一般協定の締約国による署名のため千九百五十五年十一月十五日まで開放される。ただし、この議定書に署名することのできる期間を、締約国団の決定により、いずれかの締約国について前記の日をこえて延長することができる。

4 一般協定の締約国団の書記局長又は前記の機関の事務局長は、この議定書の認証書本及びその各署名名についての通告書を送付するも一般協定の各締約国に送付するものとする。

5 この議定書の3の規定によるこの議定書への署名は、第一部及び第二部に定める改正の一般協定第三十條の規定による受諾を構成するものとみなされる。

6 この議定書は、国際連合憲章第百二條の規定に従つて登録される。

7 (a) 第一部に定める改正は、すべての締約国の政府の三分の二により受諾された時に、第一部及び一般協定第三十條の規定に従つて効力を生ずる。ただし、この改正は、貿易協力機関に関する協定がその第十七條(c)の規定により効力を生ずる目前には、実施されないものとする。

(b) 第二部に定める改正は、すべての締約国の政府により受諾された時に、第二部及び一般協定第三十條の規定に従つて効力を生ずる。ただし、この改正は、貿易協力機関に関する協定がその第十七條(c)の規定により効力を生ずる目前には、実施されないものとする。

8 一般協定第三十條2の規定に基いて期間が定められた後は、この議定書に署名していない締約国は、この議定書に、その第二部に定める改正を受諾しない旨の留保を附して署名することができる。

以上の証拠として、各代表者は、このため正當に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十五年三月十日にジュネーヴで、ともに正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

オーストラリア連邦のために

オーストリア共和国のために

ベルギー王国のために

ブラジル合衆国のために

ビルマ連邦のために

カナダのために

セイロンのために

チリ共和国のために

キューバ共和国のために

チェコスロヴァキア共和国のために

デンマーク王国のために

ドミニカ共和国のために

フィンランド共和国のために

フランス共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

ギリシャ王国のために

ハイティ共和国のために

インドのために

インドネシア共和国のために

イタリア共和国のために

ルクセンブルグ大公国のために

オランダ王国のために

ニュー・ジラランドのために

ニカラグア共和国のために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

ペルーのために

ローデシア及びニアサランドの連邦のために

スウェーデン王国のために

トルコ共和国のために

南アフリカ連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

ウルグアイ共和国のために

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和三十三年四月一日

内閣総理大臣 岸 信介

貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めるの件

貿易協力機関に関する協定の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

貿易協力機関に関する協定

第一部 総則

第一条 設立

関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」といふ。）に定める目的の達成を一般協定及びこの協定に定めるとおり促進するため、ここに貿易協力機関（以下「機関」といふ。）を設立する。

第二条 加盟国の地位

機関の加盟国は、一般協定の締約国でなければならぬ。一般協定の締約国となる政府又はその締約国の地位を失う政府は、それぞれ、機関の加盟国となり、又はその加

盟国の地位を失うものとする。機関は、投票の三分の二の多数決により、一般協定の締約国でない政府又はその締約国の地位を失う政府に対し、機関の活動のうち機関が定めるものに、機関が定める条件により、参加するように招請することができる。ただし、この参加は、いかなる場合にも、機関が一般協定に直接に関係がある任務を遂行している間、投票する権利又は該当の投票の要件を満たしているかどうかを決定する際に数に加えられる権利を伴わない。

第三条 任務

(a) 機関は、一般協定の運営し、及び全般的に一般協定の実施を容易にするものとする。

(b) 機関は、さらに、次の任務を有するものとする。

(i) 国際貿易に関する問題についての政府間の協議を容易にすること。

(ii) 国際貿易交渉を主催すること。

(iii) 国際貿易及び通商政策に関する問題を研究し、及び、適当な場合には、それらに関する勧告を行うこと。

(iv) 国際貿易及び通商政策に関する情報及び統計資料を、他の国際団体のこの分野における活動に妥当な考慮を払った上で、収集し、分析し、及び発表すること。

(c) 機関は、これらの任務を遂行するに当り、この協定の第一条の規定に完全な効果を与えるように努力しなければならない。

(d) 機関は、一般協定の規定を改正する権限を有せず、機関の総会又は補助機関によるいかなる決定その他の措置も、いずれかの加盟国に対し、その加盟国が引き受けることに特に同意しなかつた新たな義務を課する効果を有しない。

第二部 機関の構成及び運営

第四条 構成一般

機関は、総会、執行委員会及び事務局を有する。

第五条 総会

(a) 総会は、機関のすべての加盟国で構成する。

(b) 総会は、機関の任務を遂行する責任を有する。

(c) 総会は、機関の所在地を決定する。

(d) 総会は、年次通常会期において、及び手続規則に従つて招集される特別会期において、会合する。

(e) 総会は、その手続規則を定め、並びに執行委員会及び他の補助機関の手続規則を承認する。

第六条 執行委員会

(a) 執行委員会は、総会が定期的に選出する十七の加盟国で構成する。この選出は、単一の任期について行い、各加盟国は、再選される資格を有する。この選出に当り、総会は、次の基準によらなければならない。

(i) 執行委員会は、経済の分野における主要な五加盟国を含むものとし、その五加盟国の決定に当つては、それらの加盟国の国

際貿易における取分を特に考慮しなければならない。

(ii) 執行委員会は、加盟国が属している地理的地域を広範に代表するものでなければならない。

(iii) 執行委員会は、異なる経済開発の段階、異なる種類の経済及び異なる経済的利益を代表するものでなければならない。

(b) 執行委員会は、総会により投票の三分の二の多数決をもつて委任された権限を行使し、かつ、そのようにして委任された任務を遂行する。すべての加盟国は、執行委員会の決定及び勧告につき、総会が定める規則に従つて総会に訴える権利を有する。

(c) 機関の加盟国のうち執行委員会の構成国でないものは、自国に関係がある事項に関する同委員会の討議に、投票権なしで参加する権利を有する。

(a) 総会は、機関の行政職員の間として事務局長を任命する。事務局長の権能、任務、勤務条件及び任期は、総会が承認する規則に従うものとする。

(b) 事務局長又はその代表者は、機関の総会及び補助機関のすべての会合に、投票権なしで参加する権利を有する。

(c) 事務局長は、職員を任命する規則に従つて、並びに総会が承認する規則に従つて、それらの職員の任務及び勤務条件を定めるものとする。

(d) 職員の選任は、できる限り、広範な地理的基礎により、かつ、加

- (a) 盟国が代表する各種の経済に妥当な考慮を払つた上で行われなければならない。候補者の選及び職員の高水準の能力、公平及び誠実を確保することの必要に、最大の考慮を払わなければならない。
- (b) 事務局長及び職員の責任は、もつぱら国際的性質のものとする。
- (c) それらの者は、任務の遂行に当り、いかなる政府からも、又は機関外のいかなる当局からも、指示を求め、又は受けてはならない。それらの者は、国際職員としての地位に影響を及ぼすいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、それらの者の責任の国際的性質を尊重しなければならない。また、それらの者が任務を遂行するに当つて、それらの者に影響を及ぼさうとはしてはならない。
- (d) 第八条 投票
- (a) 機関の各加盟国は、総会の会合において一個の投票権を有し、総会の決定は、一般協定又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、投票の過半数により行ふものとする。
- (b) 執行委員会及び他の補助機関の各構成国は、同委員会及び同機関において、一個の投票権を有する。ただし、手続規則において、紛争当事国が投票を棄権すべきことを定めることができる。
- (c) 第九条 予算及び分担金
- 事務局長は、機関の年次予算見積及び会計報告書を執行委員会を通じて総会に提出するものとする。

- る。総会は、会計及び予算を承認するものとする。
- (b) 総会は、機関の経費を、総会が定める分担率により、加盟国間に割り当てるものとし、各加盟国は、この経費の自国の分担額をすみやかに機関に支払わなければならない。
- (c) 加盟国は、完結した直前の二会計年度について支払うべき分担金の額と同等の額又はそれをこえる額の分担金を滞納した場合には、機関内において、投票権を有せず、かつ、該当の投票の要件を満たしているかどうかを決定する際に数に加えられるものとする。
- (d) 総会は、前記の滞納が当該加盟国にとつてやむを得ない事情によるものであると認めるときは、前記の規定にかかわらず、その加盟国が投票することを認めることができるものとし、その加盟国は、したがつて、投票の数に加えられるものとする。
- (e) 第十条 地位
- (a) 機関は、法人格を有する。
- (b) 機関は、各加盟国の領域において、その任務を遂行するため必要な法律上の能力、特権及び免除を享有する。
- (c) 加盟国の代表者及び機関の職員も、同様に、機関に関連する自己の職務を独立して執行するため必要な特権及び免除を享有する。
- (d) 機関、その職員及びその加盟国の代表者に対して加盟国が与える特権及び免除は、その加盟国が、国際連合の専門機関、その職員及

- びその加盟国の代表者に対し、専門機関の特権及び免除に関する条約又は類似の取極に基いて与える特権及び免除と同様のものでなければならない。
- (a) 第十一條 他の機関との関係
- (a) 機関は、その責任と関係のある責任を有する政府間の団体及び機関と、効果的協力及び活動の不必要な重複の回避について定めるため、取極を行うものとする。
- (b) 前項の規定に伴い、機関は、総会が承認する協定により、国際連合憲章第五十七條にいう専門機関の一として国際連合と連携関係をもつことができる。
- (c) 機関は、その権限内の事項に関係がある民間団体と、協議及び協力のため、適当な取極を行うことができる。
- (d) 第十三條 一般協定の運営に関する特別規定
- (a) 第十二條 運営一般
- 機関は、一般協定の規定で機関による行動を定めるものを実施するものとし、かつ、一般協定に関連する他の活動で共同行動を伴うものを行うものとする。これらの活動は、一般協定の目的を遂行するために必要な又は適当なすべての場合において、決定を行い、交渉及び協議を主催し、研究を行い、提案を回付し、並びに報告を受領することを含む。
- (b) 第十三條 例外的場合における義務の免除
- 総会は、この協定の他の条項又は一般協定に規定されていない例外的場合には、一般協定により締約国に課せられている義務を免除することができ。ただし、その決定が投票の三分の二の多数により承認されることが及びその多数には半数をこえる加盟国を含むことを条件とする。
- (c) 総会は、また、このような表決方法により、(i) 一般協定に基づく締約国の義務の免除のために他の投票の要件が適用されるべき例外的場合の若干の種類を定め、及び(ii) この条の規定の適用のため必要な基準を定めることができる。

- (a) 第十四條 無効化及び侵害
- 一般協定に基き直接若しくは間接に生ずる利益が無効にされ、若しくは侵害されているという申立又は一般協定のいすれかの目的の達成が妨害されているという申立が、一般協定の規定に従つて機関に付託されたときは、機関は、すみやかにその問題を調査しなければならず、かつ、場合に応じ、関係があることを認める一般協定の締約国に対して適当な勧告を行い、又は問題について決定を行わなければならない。機関は、必要と認めるときは、締約国、国際連合経済社会理事会及び適当な政府間機関と協議することができる。
- (b) 第十五條 締約国の義務
- 機関は、事態が重大であるためそのような措置が正当とされたと認めるときは、締約国に対し、一般協定に基き譲許その他の義務でその事態にかんがみて適当であると機関が決定するものの他の締約国に対する適用の停止を許可することができる。当該他の締約国に対するいすれかの譲許その他の義務の適用が実際に停止されたときは、その締約国は、停止の措置が執られた後六十日以内に、一般協定から脱退する意思を書面により機関の事務局長に通告することができ、この脱退は、事務局長がその脱退通告書を受領した日の後六十日目に効力を生ずる。
- (c) 第十六條 第三部の規定の継続的適用
- 加盟国は、一般協定の締約国として行動することによつて、この協定の第十三條及び第十四條の規定に関係がある一般的事態に適用すべき手続(協議、交渉又は勧告を除く)を一般協定で規定するように一般協定を改正しないものとする。
- (d) 第十七條 第四部 その他の規定
- (a) 第十六條 改正
- この協定の改正は、機関の加盟国の三分の二がその改正を受諾した時に、それを受諾した加盟国について効力を生じ、その後は、他の各加盟国がその改正を受諾した時に、その加盟国について効力を生ずる。
- (b) 第十七條 効力発生
- (a) この協定は、第二十一條の規定に従うことを条件として、機関の事務局長に寄託するものとする。
- (b) この協定は、一般協定の締約国及び機関が定める手続規則に従つて事務局長に加入の意思を通告した他の政府が、署名その他の方法によつて行つた受諾のため、千九百五十五年三月十日にジュネーブで開放される。
- (c) この協定は、第二條に定める原則を害することなく、この協定の

附屬書の該當の欄の百分率に従つて算定して、同附屬書に掲げる政府の領域の對外貿易總額の八十五パーセントを占める政府により受諾された日の後三十日目に、その時に一般協定の締約国であり、かつ、この協定を受諾している政府の間で効力を生ずる。この協定は、一般協定の締約国である他の各政府については、その政府がこの協定を受諾した日の後三十日目に効力を生ずる。この協定は、この協定を受諾した他の各政府については、その政府が一般協定に加入した時に効力を生ずる。

(a) 機關の事務局長は、この協定の認証原本、効力発生の通告書及び各受諾の通告書をすみやかに一般協定の各締約国に送付するものとする。

(b) この協定は、國際連合憲章第二百二条の規定に従つて登録される。

第五節 過渡的規定

第十九条 一般協定の改正との關係

この協定は、千九百五十五年三月十日付の關稅及び貿易に関する一般協定の機構上の改正に関する議定書に含まれる一般協定の改正の効力発生前に効力を生ずるときは、その改正が効力を生ずるまでの間、一般協定において「締約国」というときはすべて「機關」をさすものであるとみなして適用される。

第二十條 暫定的適用

この協定が千九百五十五年十一月十五日までに第十七條(c)の規定に従

つて効力を生じなかつた場合においても、一般協定の締約国である政府であつてこの協定を適用する用意があるものは、第二條に定める原則を害することなく、この協定を適用することを決定することができる。ただし、それらの政府の領域の貿易額がこの條約の効力発生のため第十七條(c)の規定により要求される百分率を占めていることを条件とする。

第二十一條 寄託に関する職務の一時執行

この協定が効力を生ずるまでの間、第十四條(b)、第十七條(a)及び(b)並びに第十八條(a)中「機關の事務局長」とあるのは、「一般協定の締約国団の書記局長」と読み替へるものとする。

以上の証拠として、各代表者は、このため正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十五年三月十日にジュネーヴで、ともに正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

- オーストラリア連邦のために
- オーストリア共和国のために
- ベルギー王国のために
- ブラジル合衆国のために
- ビルマ連邦のために

- カナダのために
- セイロンのために
- チリ共和国のために
- キューバ共和国のために
- チェコスロヴァキア共和国のために
- デンマーク王国のために
- ドミニカ共和国のために
- フィンランド共和国のために
- フランス共和国のために
- ドイツ連邦共和国のために
- ギリシャ王国のために
- ハイチ共和国のために
- インドのために
- インドネシア共和国のために
- イタリア共和国のために
- ルクセンブルグ大公国のために
- オランダ王国のために
- ニュー・ジブラントのために
- ニカラグア共和国のために

- ノールウェー王国のために
- パキスタンのために
- ペルーのために
- ローデシア及びニアサランドの連邦のために
- スウェーデン王国のために
- トルコ共和国のために
- 南アフリカ連邦のために
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために
ウルグアイ共和国のために
附屬書
第十七條の決定を行うため用いる對外貿易總額の百分率(千九百四十九年から千九百五十三年までの平均に基く)この協定が、日本国政府の一般協定への加入前に、對外貿易額が第一欄により第十七條(c)に規定する百分率を占める締約国により受諾されたときは、前記(c)の規定の適用上、第一欄が適用される。この協定が、日本国政府の加入前に、前記(c)に受諾されなかつたときは、前記(c)の規定の適用上、第二欄が適用される。

	第一欄 (千九百五十五年三月一日現在の締約国)	第二欄 (千九百五十五年三月一日現在の締約国及び日本国)
オーストラリア	三・一	三・〇
オーストリア	〇・九	〇・八
ベルギー・ルクセンブルグ	四・三	四・二
ブラジル	二・五	二・四
ビルマ	〇・三	〇・三
カナダ	六・七	六・五
セイロン	〇・五	〇・五
チリ	〇・六	〇・六
キューバ	一・一	一・一
チェコスロヴァキア	一・四	一・四
デンマーク	一・四	一・四
ドミニカ共和国	〇・一	〇・一
フィンランド	一・〇	一・〇
フランス	八・七	八・五
ドイツ連邦共和国	五・三	五・二
ギリシャ	〇・四	〇・四
ハイチ	〇・一	〇・一

インド	二・四	二・四
インドネシア	一・三	一・三
イタリア	二・九	二・八
オランダ王国	四・七	四・六
ニュー・ジブラント	一・〇	一・〇
ニカラグア	一・〇	一・〇
ノールウェー	一・一	一・一
パキスタン	〇・九	〇・八
ペルー	〇・四	〇・四
ローデシア及びニアサランド	〇・六	〇・六
スウェーデン	二・五	二・四
トルコ	〇・六	〇・六
南アフリカ連邦	一・八	一・八
連合王国	二・三	一九・八
アメリカ合衆国	二・六	二・〇
ウルグアイ	〇・四	〇・四
日本国	一・四	二・三
計	一〇・〇	一〇・〇

(注) これらの百分率は、関税及び貿易に関する一般協定が適用されるすべての領域の貿易を考慮して算定した。

〔登録順進者登壇、拍手〕

○榊原進者 たいだいま議題となりました四つの承認案件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告いたします。

まず、国交回復に関するわが国とポーランド間の協定及びわが国とチェコスロバキアとの間の協定書、それぞれ批准について承認を求める二件につき申し上げます。

政府の説明によりますと、これら協定並びに議定書の署名に至るまでの経緯と内容の概要は次の通りであります。

ポーランドとチェコスロバキアは、昭和二十六年九月のサンフランシスコ平和会議に、他の連合国とともに参加

二・四	二・四
一・三	一・三
二・九	二・八
四・七	四・六
一・〇	一・〇
一・〇	一・〇
一・一	一・一
〇・九	〇・八
〇・四	〇・四
〇・六	〇・六
二・五	二・四
〇・六	〇・六
一・八	一・八
二・三	一九・八
二・六	二・〇
〇・四	〇・四
一・四	二・三
一〇・〇	一〇・〇

いたしましたが、平和条約には、ソ連とともに署名を行わなかったため、わが国とこれら二国との間の国交は回復されないまま今日に至っております。

もともとその間、昭和二十九年未以降、両国から国交回復の交渉を始めた旨の申し出が二、三度あったのでありますが、政府は、これら東欧諸国との復交は、ソビエト連邦との国交回復の後に考慮するとの方針を持しております。

しかるに、昨年十二月、日ソ共同宣言の発効によって日ソの国交が回復いたしましたので、本年初めより、それぞれニューヨーク及びロンドンにおいて平和処理に関する交渉を両国に対して行いました結果、ポーランドとの協定は二月八日に、また、チェコスロバキアとの協定書は二月十三日にそれぞれ署名が行われたのであります。

これらの協定及び議定書は、ともに戦争状態の終了、外交関係の回復、内

政不干渉、戦争状態の結果として生じた請求権の相互放棄等、日ソ共同宣言と同趣旨の規定を盛り込んだ条約であり、したが、日ソ間の場合と異なつて、戦争から生じた懸案の解決を将来に残すことのない最終的平和処理を行なつたものであるとの説明でありました。

委員会の質疑におきましては、これら協定及び議定書成立までの経緯について、たとえば昭和二十九年、ポーランドからの最初の復交申し出に、わが国が応じなかった事情、わが国と両国との戦争状態に入つた時期、及び当時の両国の亡命政権と現在の政権との法的関係等につき、また、政治、経済、文化に関するものとしては、両国との国交回復の重要性、わが国と両国との貿易発展の見通し、ポーランドの対ソ、対自由国貿易の最近の情勢に伴う両国とわが国の貿易発展の可能性の有無、わが国は、これらの国との文化交流に意を用ひべきこと等の問題にわたる、その他、両国に専任大使をすまやかに置くべきこと、ハンガリーその他の東欧諸国との復交についての政府の方針いかなる等、熱心に質疑、希望が述べられました。

次に、関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書及び貿易協力機関に関する協定、それぞれの受諾について承認を求める二件をあわせて報告いたします。

関税及び貿易に関する一般協定、すなわちガットは、国際通商の分野における国際協定として一九四八年に発足したのでありますが、その後の国際経済情勢の進展にかながみ、一九五四年末の第九回ガット締約国団会議において、ガットの規約改正の討議が行われ、その結果一九五五年三月十日に至り、本件諸議定書が作成されたのであります。これら諸議定書の内容は、お

手元に配付の資料により御承知願うことといたしますが、要点は、国際収支上の理由に基く数量制限の緩和、輸出補助金の撤廃等、通商障壁の除去を目的とする改正、その他貿易協力機関成立に伴い、必要とされるガットの技術的修正を行なつたものであります。

次に、貿易協力機関に関するものについて申し上げます。従来ガットは、事実上設けられていた総会、会期間委員会及び事務局により運用されておるのでありますが、その運用に關して明確な規定を欠いておつたのであります。この協定によつて設立される貿易協力機関は、ガットの運用を主目的とする国際機関でありまして、これが成立の上は、前述の総会、会期間委員会及び事務局は、この機関に引き継がれることになるのであります。ガットの締約国たるわが国としては、この機関に参加することはきわめて有意義と考えるとの政府の説明でありました。

委員会の質疑におきましては、ガット三十五条援用国に対しましては、ガット交渉状況、欧州共同市場、欧州自由貿易地域等の傾向は、通商の自由化を目ざすガット本来の精神と矛盾しないかという点、その他、ガット改正のわが通商政策に及ぼす影響等にわたる適切な質疑が行われました。

委員会は、四月十八日質疑を了し、採決においては、四件とも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて四件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

日程第六、高速自動車国道法案(いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事岩沢忠恭君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の二部を次のように改正する。

本則中別に定める場合を除き、

「法」を「道路法」に改める。

第二条第一項中「(昭和二十七年法律第八十号以下)法」というを「(昭和二十七年法律第八十号)」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(公団の行う有料の高速自動車国道の新設又は改築)

第二條の二 建設大臣は、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第...号)第六條の規定にかかわらず、公団をして同法第五條に規定する整備計画に基き高速自動車国道の新設又は改築を行わせ、料金を徴収させることができる。

(有料の高速自動車国道の工事実施計画書の認可)

第二條の三 公団は、前條の規定に基き高速自動車国道を新設し、又は改築しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定年月日

(高速自動車国道に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第二條の四 公団は、第二條の二の規定に基き新設し、又は改築した高速自動車国道について料金を徴収しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三條の見出し中「道路」を「一般国道等」に改め、同条第一項中「法第十二條を」同法第十二條に、「法第十六條第二項ただし書」を「同法第十六條第二項ただし書」に、「法第十六

条第四項」を「同法第十六條第四項」に改める。

第四條中「公団は、」の下に「第二條の二の規定に基き、又はを、」改築した道路については、」の下に「高速自動車国道法第六條の規定若しくはを、」法第十六條第二項ただし書」を「同法第十六條第二項ただし書」に、「法第十六條第四項」を「同法第十六條第四項」に改める。

第五條の見出し中「道路」を「一般国道等」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。

(建設大臣の権限の代行)

第六條の二 公団は、第二條の二の規定に基き高速自動車国道を新設し、若しくは改築する場合又は第四條の規定により高速自動車国道の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、建設大臣に代つてその権限のうち次の各号に掲げるものを行うものとする。

一 高速自動車国道法第七條第一項の規定により道路の区域を決定し、又は變更すること。

二 高速自動車国道法第八條第一項の規定により管理の方法について協議すること。

三 高速自動車国道法第十二條第一項の規定により協議すること。

四 高速自動車国道法第十七條第二項の規定により道路標識を設けること。

五 高速自動車国道法第十八條の規定により必要な措置をすること。

六 道路法第二十一條第一項の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

七 道路法第二十二條第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

八 道路法第二十三條第一項の規定により他の工事を施行すること。

九 道路法第二十四條本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七條第一項の規定により当該承認に必要な条件を附すること。

十 道路法第三十二條第一項又は第三項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可し、及び同法第八十七條第一項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を附すること。

十一 道路法第三十四條(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な条件を附すること。

十二 道路法第三十五條(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

十三 道路法第三十八條第一項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

十四 道路法第四十條第二項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な指示をすること。

十五 道路法第四十五條第一項並びに第四十八條第一項及び第二項の規定により道路標識を設けること。

十六 道路法第四十六條の規定により道路の通行を禁止し、又は制限し、及び同法第四十八條第三項の規定により通知すること。

十七 道路法第四十七條第二項及び第三項の規定により必要な措置をすること。

十八 道路法第七十一條第三項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により聴聞を行い、及び同条第一項又は第二項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により処分をし、又は措置を命ずること。ただし、同法第三十七條第一項及び第四十四條第四項の規定に係るものを除く。

十九 道路法第九十一條第一項の規定により許可をすること。

2 公団は、前項の規定により建設大臣に代つてその権限のうち同項第一号から第三号まで、第十号から第十二号まで又は第九号に掲げるもの(同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては、道路の占用で道路の構造又は交通に及ぼす支障が少いと認められるもので政令で定めるものに係るものを除く。)を行おうとするときは、あらかじめ、建設大臣の承認を受け、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定により公団が建設大臣に代つて行う権限は、第十條第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四條第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行ふことができるものとする。

第七條第一項第六号中「法第八十七條第一項を」同法第八十七條第一項に改め、同項第八号及び第九号中「法第九十一條第二項」を「同法第九十一條第二項」に改め、同項第十

一号中「法第四十八條第三項」を「同法第四十八條第三項」に改め、同項第十三号中「法第九十一條第二項」を「同法第九十一條第二項」に、「法第三十二條第一項」を「同法第三十二條第一項」に改める。

第十條第一項中「公団は、」の下に「第二條の二の規定に基き高速自動車国道の新設若しくは改築に関する工事又はを、」新設又は改築」を「新設若しくは改築」に改める。

第十一條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「料金の額は、」を削り、「許可に係る道路」を「許可に係る料金の額は、」当該許可に係る道路」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

高速自動車国道に係る料金の額は、高速自動車国道の新設、改築その他の管理に要する費用で政令で定めるものを償ふものであり、かつ、公正妥当なものでなければならない。この場合における料金の徴収期間の基準は、政令で定める。

第十二條第一項中「料金は、」の下に「第二條の二の規定に基き新設し、又は改築した高速自動車国道にあつては当該高速自動車国道を通行する高速自動車国道法第二條第四項に規定する自動車から、」を加え、「許可に係る道路」を「許可に係る道路」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 高速自動車国道以外の道路にあつては、前項本文の規定にかかわらず、トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴収することができる。

第十五条第一項中「第三条第一項又は」を「第二条の二の規定に基く高速自動車国道の新設又は改築に關する工事又は第三条第一項若しくは」に改め、同条第二項中「第三条第一項又は」を「第二条の三の認可又は第三条第一項若しくは」に、「当該許可」を「当該認可又は許可」に改める。
第十五条の次に次の一条を加える。

(有料の高速自動車国道の供用の開始)

第十五条の二 建設大臣は、高速自動車国道について前条第一項後段の規定による検査をし、これを合格としたときは、遅滞なく、当該高速自動車国道の供用を開始しなければならない。

第十六条の見出し中「道路」を「一級国道等」に改め、同条第一項中「前条第一項後段の規定による検査」を「第十五条第一項後段の規定による検査(高速自動車国道に係るものを除く。)」に改め、同条第三項中「前条第一項後段」を「第十五条第一項後段」に改める。
第十六条の次に次の一条を加える。

(建設大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第十六条の二 建設大臣は、公団が第二条の二の規定に基き新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速自動車国道(以下「公団の管理する高速自動車国道」という。)について、次の各号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、公団の意見をきかなければならない。

一 高速自動車国道法第十三条第一項(同法第十六条において準

用する場合を含む。)の規定により特別沿道区域を指定すること。

二 高速自動車国道法第十四条第二項又は第三項(同法第十六条において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を命ずること。

三 道路法第三十七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。

四 道路法第四十四条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路に接続する区域を沿道区域として指定し、又は同条第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

五 道路法第七十一条第一項又は第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同法第三十七条第一項又は第四十四条第四項の規定に係る禁止等について処分をし、又は措置を命ずること。

2 建設大臣は、公団の管理する高速自動車国道について、前項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を公団に通知しなければならない。

第十七条第一項中「(以下「公団の管理する道路」という。))」を「(高速自動車国道を除く。以下「公団の管理する一級国道等」という。))」に改め、同項第二号から第六号まで中「法第九十一条第二項」を「同法第九十一条第一項」に改め、同項第八号中「法第九十一条第二項」を「同法第

九十一条第二項」に、「法第三十二条第一項」を「同法第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「公団の管理する道路」を「公団の管理する一級国道等」に改める。

第十八条の見出し中「道路管理者」を「建設大臣又は道路管理者」に改め、同条中「公団の管理する道路」を「公団の管理する高速自動車国道又は一級国道等」に改め、「認めるときは、」の下に「建設大臣又は」を加え、「当該道路」を「当該一級国道等」に改める。
第十八条の次に次の一条を加える。

(占用料の徴収についての道路法の規定の準用)
第十八条の二 道路法第三十九条の規定は、公団の管理する高速自動車国道について準用する。この場合において、同条第一項中「道路管理者(一級国道又は二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県。以下本条中同じ。)」とあるのは「日本道路公団」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」と読み替へるものとする。

第十九条の見出し中「管理」を「管理等」に改め、同条中「公団の管理する道路」を「公団の管理する高速自動車国道及び一級国道等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公団の管理する高速自動車国道に關する高速自動車国道法第十三条第一項(同法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による特別沿道区域の指定に伴う補償に要する費用は、公団の負担とする。

第二十一条中「公団の管理する道路」を「公団の管理する高速自動車国道及び一級国道等」に、「法第五十七條中」を「同法第五十七條中」に、「第七條第一項第六号」を「第六條の二第二項第九号又は第七條第一項第六号」に、「道路管理者の権限」を「建設大臣又は道路管理者の権限」に、「法第五十八條第一項」を「同法第五十八條第一項」に、「法第六十條本文」を「同法第六十條本文」に、「第七條第一項第三号」を「第六條の二第二項第六号又は第七條第一項第三号」に、「法第六十一條第二項」を「同法第六十一條第二項」に、「法第六十二條後段」を「同法第六十二條後段」に、「第七條第一項第八号」を「第六條の二第二項第一項第一号」に改め、第七條第一項第八号に改める。

第二十二條中「法第五十八條第一項」を「同法第五十八條第一項」に改める。
第二十三條中「第三條第一項」を「第二條の二、第三條第一項」に、「並びに」を「第十八條の二において準用する道路法第三十九條の規定に基く占用料並びに」に、「法第五十八條第一項」を「同法第五十八條第一項」に改める。

第二十五條中「第三條第一項」を「第二條の二、第三條第一項」に、「並びに」を「第十八條の二において準用する同法第三十九條の規定に基く占用料並びに」に、「法第五十八條第一項」を「同法第五十八條第一項」に、「法第七十三條第一項」を「同法第七十三條第一項」に、「政令」とを「政令」と、同条第三項中「地方公共団体の徴収金と同順位とする」とあるのは「道府県の徴収金と同順位とする」とに改める。

第二十六條第一項中「公団の管理する道路」を「公団の管理する高速自動車国道及び一級国道等」に改め、同項第一号中「法」を「道路法、高速自動車国道法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(高速自動車国道に係る料金に關する監督)
第二十六條の二 運輸大臣及び建設大臣は、公団の管理する高速自動車国道に關し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、公団に対して必要な措置をすることを命ずることができる。

第二十七條中「建設大臣は、」の下に「次項に規定するもののほか、」を加え、「公団の管理する道路」を「公団の管理する高速自動車国道又は一級国道等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 運輸大臣及び建設大臣は、公団に對して、公団の管理する高速自動車国道の料金に關し必要な勧告、助言又は援助をすることができ

第二十八條第二項中「一級国道」を「高速自動車国道、一級国道」に改める。
第二十九條第一項第一号から第七号までを次のように改める。

一 第六條の二第二項第六号若しくは第七号又は第七條第一項第三号若しくは第四号の規定により公団が建設大臣又は道路管理者に代つてする道路法第二十一条第一項又は第二十二條第一項の規定による命令

二 第六條の二第二項第八号若しくは第十三号又は第七條第一項第五号若しくは第八号の規定により公団が建設大臣又は道路管

昭和三十一年四月十九日 參議院會議録第二十七号 道路整備特別措置法の二部を改正する法律案外一件

五〇四

二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの。

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

3 運輸大臣及び建設大臣は、第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ審議会の議を経なければならない。

(整備計画)

第五条 運輸大臣及び建設大臣は、高速自動車国道の路線が指定された場合においては、審議会の議を経て、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の整備計画のうち国土開発縦貫自動車道に係るものは、国土開発縦貫自動車道建設法第五条第一項の規定により決定された基本計画に基づき定めなければならない。

3 運輸大臣及び建設大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合においては、審議会の議を経て、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二章 管理

(管理)
第六条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第

二項に規定する災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、建設大臣が行う。

(区域の決定及び供用の開始等)
第七条 建設大臣は、第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合においては、遅滞なく、高速自動車国道の区域を決定して、政令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。高速自動車国道の区域を変更した場合も、同様とする。

2 建設大臣は、高速自動車国道の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、政令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。

(兼用工作物の管理)
第八条 高速自動車国道と他の工作物(道路法第二十條第一項に規定する他の工作物をいい、以下「他の工作物」という。)とが相互に効用を兼ねる場合においては、建設大臣及び当該他の工作物の管理者は、当該高速自動車国道及び他の工作物の管理については、第六条の規定にかかわらず、協議して別にその維持、修繕、災害復旧その他の管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、当該高速自動車国道については、修繕に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、建設大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

3 前項の規定により建設大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

4 第一項の規定による協議が成立した場合(前項の規定により建設大臣と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものと同みなされる場合を含む。)においては、建設大臣は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(建設大臣の権限の代行)
第九条 前条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が高速自動車国道を管理する場合においては、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、建設大臣に代つてその権限を行うものとする。

(高速自動車国道と道路、鉄道、軌道等との交差の方式)
第十条 高速自動車国道と道路、鉄道、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する道路その他の施設とが相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

(高速自動車国道と道路等との連結)
第十一条 道路、一般自動車道又は政令で定める交通の用に供する道路その他の施設以外の交通の用に供する道路その他の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。

2 道路(高速自動車国道を除く。)、一般自動車道又は前項の政令で定める交通の用に供する道路その他の施設(以下「道路等」という。)の

管理者は、道路等を高速自動車国道と連結せようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、あらかじめ建設大臣の許可を受けなければならない。この場合において、建設大臣は、第五条の規定により定められた整備計画に基づき許可しなければならない。

3 道路運送法第七十四條第二項の規定は、前項の許可については適用しない。

(高速自動車国道と鉄道との交差)
第十二条 高速自動車国道と日本国有鉄道の鉄道又は地方鉄道とが相互に交差する場合においては、建設大臣は、日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、建設大臣は、運輸大臣とあらためて協議するものとする。

3 前項の規定により建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣と日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者との協議が成立したものとみなす。

(特別沿道区域の指定)
第十三条 建設大臣は、高速自動車国道に接続する区域について、当該高速自動車国道を通行する自動車の高速交通に及ぼすべき危険を防止するため、当該道路の構造及びその存する地域の状況を勘案して、政令で定める基準に従い、特別沿道区域の指定をすることができる。ただし、高速自動車国道の各一側について幅二十メートルを

こえる区域を特別沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により特別沿道区域の指定をした場合においては、建設大臣は、遅滞なく、政令で定めるところにより、その区域を公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。

(特別沿道区域内の制限)

第十四条 前条第二項の規定により公示された特別沿道区域内においては、高速自動車国道を通行する自動車の高速交通を著しく妨げるおそれのある建築物その他の工作物又は物件で政令で定められるもの(以下「建築物等」という。)を建築し、又は設けてはならない。

2 建設大臣は、前項の規定に違反して、建築し、又は設けた建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、当該建築物等の改築、移転、除却その他必要な措置をすることを命ずることができる。

3 建設大臣は、前条第二項の公示の際特別沿道区域内に現存する建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより、通常生ずべき損失を補償して、当該建築物等の改築、移転、除却その他必要な措置をすることを命ずることができる。

4 前項の建築物等又はこれが存する土地の所有者は、同項の建築物等の改築、移転、除却その他の措置によつて、当該建築物等又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより、建設大臣に対し当該建築物等又は

土地の買取を請求することができる。

5 第三項の規定により補償すべき損失の額並びに前項の規定による買取及びその価額等の条件は、建設大臣と当該建築物等又は土地の所有者その他の権原を有する者とが協議して定める。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、建設大臣又は当該建築物等若しくは土地の所有者その他の権原を有する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定により裁決を申請することができる。

第十五条 建設大臣は、前条第一項の規定による特別沿道区域内における用途の制限により通常生ずべき損失を当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより、補償しなければならない。

2 前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による特別沿道区域内における用途の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同条第四項の規定による場合を除き、政令で定めるところにより、建設大臣に対しその土地の買取を請求することができる。

3 前条第五項及び第六項の規定は、前二項の場合について準用する。

（準用規定）

第十六条 前三条の規定は、高速自動車国道の区域が決定された後当該道路の供用が開始されるまでの間において、建設大臣が当該道路の区域内にある土地について権原

を取得した後においては、当該土地について準用する。

（出入の制限等）

第十七条 何人もみだりに高速自動車国道に立ち入り、又は高速自動車国道を自動車による以外の方法により通行してはならない。

2 建設大臣は、高速自動車国道の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

（違反行為に対する措置）

第十八条 建設大臣は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

（道路監理員の監督処分）

第十九条 建設大臣は、道路法第七十一条第四項の規定により建設大臣が命じた道路監理員に、第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）若しくは第十七条第一項の規定又は第十四条第二項若しくは第三項（第十六条において準用する場合を含む。）又は前条の規定に基く処分を違反している者に対して、その違反行為の中止を命じ、又は建築物等の改築、移転、除却その他の必要な措置をすることを命ずる権限を行わせることができる。

2 道路法第七十一条第五項及び第六項の規定は、前項の規定により権限を行使する道路監理員に準用する。

（費用の負担）

第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、国の負担とする。

2 国は、高速自動車国道の存する都道府県が著しく利益を受ける場合においては、別に法律で定めるところにより、当該高速自動車国道の管理に要する費用の一部を当該都道府県に負担させるものとする。

（兼用工作物の費用）

第二十一条 前条第一項の規定により国の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、建設大臣は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四条第二項に規定する河川の附属物であるときは、同法第三十条の規定を適用する。

3 第一項の規定による協議が成立しない場合においては、建設大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

4 第八条第三項の規定は、前項の規定による協議が成立した場合について準用する。

（義務履行のために要する費用）

第二十二条 この法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

第三章 雑則

（運輸大臣が行う道路に関する調査）

第二十三条 運輸大臣は、この法律に規定するその権限を行うため特に必要があると認めるときは、そ

の職員をして道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の発地及び着地、積載物品の種類及び数量その他道路の交通調査に必要な事項について質問させることができる。この場合においては、運輸大臣は、あらかじめ建設大臣と協議し、道路法第七十七条の規定により建設大臣が行う道路の交通調査と重複しないよう調整を図らなければならない。

2 前項前段の規定により調査を命ぜられた職員は、運輸省令で定める様式による身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項前段に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（異議の申立て又は訴訟）

第二十四条 この法律又は道路法の規定に基き、高速自動車国道に関する建設大臣がした処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、建設大臣に異議の申立をすることができる。

2 第十九条第一項の規定又は道路法第七十一条第四項の規定に基き、高速自動車国道に關して道路監理員がした処分に対して不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、建設大臣に異議の申立をすることができる。

3 第九条の規定により他の工作物の管理者が建設大臣に代つてその権限を行う場合においてした処分に対して不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、当該処分をした他の工作物の管理

者に異議の申立をすることができる。

4 前三項の規定による異議の申立があつた場合においては、建設大臣又は他の工作物の管理者は、申立を受理した日から三十日以内に、文書をもつて決定しなければならない。

5 第三項の規定による異議の申立に係る前項の決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から十日以内に、建設大臣及び他の工作物に関する主務大臣に訴願することができる。

6 第四項の規定により建設大臣がした決定又は前項の規定による裁決に不服がある者は、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五条第一項の規定にかかわらず、決定又は裁決のあつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

7 訴願法（明治二十三年法律第五号）第十二条の規定は、第一項から第三項までの規定による異議の申立について準用する。

（道路法の適用）

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第五号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「建設大臣」と、同法第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例」とあるのは「政令」と、同法第七十一条第四項

中「吏員」とあるのは「職員」と、同法第六十六条中「第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により建設大臣に代つて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「建設大臣とみなす」とする。

第四章 罰則

第二十六条 高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二十七条 前条第一項の罪を犯しよつて自動車を取扱せ、又は破壊した者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を傷つけた者は、一年以上の有期懲役に処し、死亡させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

第二十八条 過失により第二十六条第一項の罪を犯した者は、二万円以下の罰金に処する。高速自動車国道の管理に従事する者が犯したときは、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第十四条第二項又は第三項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による建設大臣の命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路監視員がし

た第十四条第二項又は第三項（第十六条において準用する場合を含む。）の命令に違反した者についても、同様とする。

第三十条 第十八条の規定による建設大臣の命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路監視員がした第十八条の命令に違反した者についても、同様とする。

第三十一条 第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して建築物等を建築し、又は設けた者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第九条の規定により建設大臣に代つてその権限を行う者は、この法律による罰則の適用については、建設大臣とみなす。

附則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

2 (道路交通取締法の一部改正) 道路交通取締法（昭和二十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一般交通の用に供する道路」の下に「（高速自動車国道を除く。）」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

第十條の二 高速自動車国道で運転する自動車の最高速度は、前

条第一項の規定にかかわらず、命令でこれを定める。

公安委員会は、前条第二項又は第三項の規定の例により、最高速度の制限を定めることができる。

高速自動車国道で運転する自動車の最低速度については、命令でこれを定める。

第三十条中「第十三条」を「第十条の二第三項、第十三条に改める。（建設省設置法の一部改正）」

第十五条第一項の表中

国土開発縦貫自動車道建設審議会

第(号)の規定により

道法（昭和三十三年法律

た事項を行うこと。

運輸省設置法の一部改正）

運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

3 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表道路審議会の項中「建議すること」を「建議すること。（国土開発縦貫自動車道建設審議会の権限に属せしめられた事項を除く。）」に改める。

4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

国土開発縦貫自動車道建設審議会

第(号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議

国土開発縦貫自動車道建設法（昭和三十三年法律

その権限に属せしめられた事項及び高速自動車国道

第(号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

八の四 高速自動車国道の整備計画に關すること。

第二十八條第三項中「第八号の二」を「第八号の四に改める。

道路運送法の一部改正）

目次中「第三条」を「第四条」に、「道路の種類」を「一級国道等の意義」に、「第四条」を「第五条」に改める。

第二条第一項中「一般交通の用に供する道」の下に「（自動車のみの一般交通の用に供する道を含む。）」を加え、「第四条各号」を「次各号」に改める。

第四条を削り、第一章中第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道

二 一級国道

三 二級国道

四 都道府県道

五 市町村道

(高速自動車国道)

昭和三十三年四月十九日 参議院會議録第二十七号 特別とん議与税法案

第八条第一項中「第四条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第七十九条第一項中「諮問に依り、」の下に「国土開発縦貫自動車道建設審議会の権限に属せしめられた事項を除き、」を加える。

第九十一条第二項中「第三条」を「第四条」に改める。

第九十六条第七項中「第一項を「第一項から第三項まで」に改める。第九十八条中「第三条」を「第四条」に改める。

第九十九条中「みだりに道路」の下に「(高速自動車国道を除く。以下本条中同じ。)」を加える。

〔岩沢忠義君登壇、拍手〕

○岩沢忠義君 たいだいま議題となりました高速自動車国道法案及び道路整備特別措置法の一部を改正する法律案の二法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、高速自動車国道法案について申し上げます。

本法案は、全国的な自動車交通網の主要部分を構成する道路として、新たに高速自動車国道を設け、その路線の指定、整備計画、管理、構造、保全等に関する事項を定めんとするものでありまして、四章、三十三条と附則七項からなっております。

本法案の要旨のおもな点を申し上げますと、まず第一に、高速自動車国道の意義を定め、国土開発縦貫自動車道の予定路線及び他の高速自動車国道の予定路線のうちから、政令で路線を指定いたしますこととしております。

第二に、国土開発縦貫自動車道以外的高速自動車国道の予定路線は、運輸大臣及び建設大臣が、内閣及び国土開発縦貫自動車道建設審議会の議を経て

定めることとしたし、その新築及び改築についての整備計画は、運輸、建設両大臣が審議会の議を経てこれを定めるのでありますが、国土開発縦貫自動車道にかかわるものについては、国土開発縦貫自動車道建設法による基本計画に基くものとしております。

第三に、高速自動車国道の管理及び保全について所要の規定を設けております。すなわち他の道路、鉄道、軌道等との交差の方式、他の道路との連絡、または自動車以外の方法による通行の禁止等についてでありまして、なお、危険防止のため特別沿道区域を指定し、この区域内では建築制限ができることとしたしております。

第四に、附則におきまして、道路法を改正して、高速自動車国道を道路法上の道路とし、また道路交通取締法の一部を改正し、高速自動車国道を走る自動車の最高、最低速度を定めることとしたしております。

次に、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案の要旨について申し上げますと、高速自動車国道法案におきまして、建設大臣が行うこととしたしては、建設大臣が行うこととしたしては、きわめて巨額の費用を要しますので、早急にその整備をはかるための特別措置として有料制を採用し、その建設管理を日本道路公団に行わせることができるとする等、所要の規定を設けるものであります。

以上二法案は、三月四日本委員会に予備付託、四月十二日付託になりましたが、四月十八日に至る間、運輸委員会と連合審査を行う等、慎重に審議いたしましたのであります。

両法案に対する質疑の内容のおもな点は、国土開発縦貫自動車道建設法

案との関連性、高速自動車国道の予定路線の国土開発縦貫自動車道建設審議会への提案時期、その他高速自動車国道の予算財源と従来の道路整備との調整、用地補償、施工方法、道路交通取締法との関連性等についてでありましたが、その詳細は会議録に譲ることとしたします。

質疑を終り、両法案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して岩沢委員より、「両法案は、国土の開発、経済の進展に寄与するものと考える、その実施に当っては、国土開発縦貫自動車道との関連において慎重を期するとともに、従来の一般道路についても整備を促進することを希望して賛成する」旨の発言があり、また日本社会党を代表して田中委員より、「両法案は、国土開発縦貫自動車道建設法の趣旨を体して立案されたものであり、実施には万全を期待して賛成する」、次いで緑風会を代表して村上委員より、「両法案を実施するに、莫大なる財源を要すると思ひ、その確保については慎重かつ抜本的考慮を払ひより強く要望して賛成する」旨の発言がありました。

かくて討論を終り、採決の結果、両法案は、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、特別とん議与税法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長本多市郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別とん議与税法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

特別とん議与税法案

特別とん議与税法

(特別とん議与税)

第一条 特別とん議与税は、特別とん議与税法(昭和三十三年法律第号)の規定による特別とん議与税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港(以下「開港」という。)に係る港湾施設が設置されている市町村で自治庁長官が指定するもの(以下「開港所在市町村」という。)に対して課税するものとする。

2 前項の開港施設の種類の、總理府令で定める。

(課税の基準)
第二条 特別とん議与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん議与税の収入額に相当する額を課税するものとする。

2 前項の場合において、一の開港に係る開港所在市町村が二以上あるときは、当該二以上の開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関(当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。以下同じ。)に係る特別とん議与税の収入額に相当する額を当該開港所在市町村に対して課税するものとする。この場合において、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他の事情を参酌し、總理府令で定めるところにより、当該税関に係る特別とん議与税の収入額に相当する額をあん分した額をそれぞれ当該開港所在市町村に対して課税するものとする。

(課税の時期及び課税時期ごとの課税額)
第三条 特別とん議与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を課税する。

課税時期		課税時期ごとに課税すべき額
九 月	前年度の三月から八月までの間の収入額に相当する額	九月から二月までの間の取納に係る特別とん議与税の収入額に相当する額
三 月	収入額に相当する額	

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第四条 自治庁長官は、特別とん譲与税を開港所在市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総理府令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において開港所

在市町村に譲与すべき額とするものとする。

(特別とん譲与税の使途)

第五条 国は、特別とん譲与税の譲与に当つては、その使途について条件をつつけ、又は制限してはならない。(都の特例)

第六条 特別とん譲与税は、第一条の開港に係る港務施設が都の特別区の存する区域に設置されている場合においては、都に対して譲与する。この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の特別とん譲与税から適用する。

2 昭和三十一年度限り、第三条第一項の表は、次の表のとおり読み替へるものとする。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
十月月	四月から九月までの間の収納に係る特別とん税の収入額に相当する額
三月月	十月から二月までの間の収納に係る特別とん税の収入額と三月以後において収納すべき当該年度の特別とん税の収入額の合計額に相当する額

3 昭和三十一年度限り、第三条

第一項の表中「前年度の三月から八月までの間の収納に係る特別とん税の収入額」とあるのは、「前年度の三月以後において収納すべき前年度の特別とん税の収入額の見込額と同月以後において収納した前年度の特別とん税の収入額との差額を四月から八月までの間の収納に係る特別とん税の収入額に加

算し、又はこれから減額した額」と読み替へるものとする。

4 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号の五の次に次の二号を加える。
第三十三の六 特別とん譲与税の収入額を見積ること。
第三十三の七 都及び市町村に譲与すべき特別とん譲与税の譲

与額を決定し、及びこれを譲与すること。

第十二条第一号中「地方道路譲与税」を「地方道路譲与税、特別とん譲与税」に改める。

第十三条第一号中「地方道路譲与税」を「地方道路譲与税、特別とん譲与税」に改める。

第十三条第十一号中「地方道路譲与税(昭和三十年法律第百十三号)」を「地方道路譲与税(昭和三十一年法律第百十三号)」と改め、同条第十四号とし、同条第十号の次に次の三号を加える。

十一 特別とん譲与税の収入額の見積に關すること。
十二 特別とん譲与税の譲与に關すること。
十三 特別とん譲与税を譲与すべき開港所在市町村(特別とん譲与税法第一條第一項に規定する開港所在市町村をいう)の指定に關すること。

第十七条第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 都及び市町村に譲与すべき特別とん譲与税の譲与額の決定に關すること。

【本多市郎君登壇、拍手】

○本多市郎君 たいだいま議題となりまして特別とん譲与税法について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、別途特別とん税法の制定に伴い、特別とん税の収入額に相当する額、それは昭和三十一年度は五億八

千六百万円の見込みであります。これを開港所在市町村に譲与するために所要の定めをしよとするものであります。すなわち特別とん譲与税は、開港にかかる港務施設が設置されている市町村で、自治庁長官が指定するものに対して、当該開港への入港にかかる特別とん税の収入額に相当する額を譲与するものとし、譲与の時期及び時期ごとの譲与額は、毎年度九月及び三月にそれぞれ前六カ月間に収納した収入額に相当する額とし、国は、譲与に当つて、その使途について条件をつけ、または制限してはならないこと等がこの法案の要旨であります。

地方行政委員会におきましては、二月二十八日、田中内閣大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行いました。かくて四月十八日、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十一年三月十九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平君

渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案

渥田単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

○堀末治君登壇、拍手

○堀末治君 たいだいま議題になりました渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

渥田を改良し、その農業技術の改善をはかり、食糧その他農産物の増産に寄与する目的をもつて、昭和二十七年十二月、渥田単作地域農業改良促進法が施行されたのでありますが、この法律は、昭和三十一年三月三十一日をもって失効する限時法となつております。ところが、この法律施行後今日まで、農業改良計画に基づいて行われた事業の進捗度は、全体計画のおよそ五分の一にすぎないのであります。なお、多くの事業が残されておりますので、この法律の有効期間を四カ年延長しようとするのが、この改正法律案が提案された理由とその内容であります。

昭和三十三年四月十九日 参議院會議録第二十七号 渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案

委員会におきましては、事業の従来
の実績、既往における國貨の配分方法
並びにその当否、延長期間を四九年と
したことの理由及びその当否、今後に
おける事業完成の見通しとその予算的
措置、國の予算上から見た特殊地帯立
法の意義、各種の特殊地帯立法總合の
当否等が問題になり、提案者代表及び
政府委員との間に質疑応答が行われた
のでありまして、これが詳細について
は會議録に譲ることにいたします。

かくして質疑を終り、討論に入り、
格別の発言もなく、採決の結果、全会
一致をもって、この法律案は原案通り
可決すべきものと決定いたしました。
右、報告いたします。(拍手)

○議長(松野平君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野平君) 議員起立と認め
ます。よって本案は、全会一致をもつ
て可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了い
ました。

次会の議事日程は、決定次第公報を
もって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時六分散会

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 日本國とチエッコス
ロヴァキア共和國との間の國交回復に
関する議定書の批准について
承認を求めるの件

一、日程第二 日本國とポーランド
人民共和國との間の國交回復に關
する協定の批准について承認を求
めるの件

一、日程第三 關稅及び貿易に關す
る一般協定の改正に關する諸議定
書の受諾について承認を求めるの
件
一、日程第四 貿易協力機關に關す
る協定の受諾について承認を求め
るの件
一、日程第五 道路整備特別措置法
の一部を改正する法律案
一、日程第六 高速自動車國道法案
一、日程第七 特別とんがり税法案
一、日程第八 渥田単作地域農業改
良促進法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 寺尾 豊君

森 八三三君 宮城タマヨ君
豊田 雅幸君 竹下 豐次君
村上 義一君 廣瀬 久忠君
武藤 常介君 島村 軍次君
鹿島守之助君 石井 桂君
松岡 平市君 伊能繁次郎君
梶原 茂嘉君 奥 むめお君
有馬 英二君 吉米地英俊君
上林 忠次君 佐藤 尚武君
藤野 繁雄君 森田 義衛君
後藤 文夫君 石黒 忠篤君
本多 市郎君 鶴見 祐輔君
仲原 善一君 堀本 宜實君
前田佳都男君 松村 秀逸君
手島 榮君 鈴木 万平君
西川弥平治君 高橋 衛君
土田國太郎君 斎藤 昇君
雨森 常夫君 三木與吉郎君
田中 啓一君 木島 虎藏君
岩沢 忠恭君 高野 一夫君
青山 正一君 植竹 春彦君
石原幹市郎君 黒川 武雄君
吉米地義三君 中山 壽彦君
小林 英三君 井村 徳二君

伊能 芳雄君 小澤久太郎君
西田 信一君 稻浦 鹿藏君
平島 敏夫君 勝俣 稔君
小西 英雄君 佐藤清一郎君
吉田 萬次君 神原 亨君
佐野 廣君 青柳 秀夫君
高橋進太郎君 山本 米治君
大谷 豊潤君 寺本 廣作君
小幡 治和君 上原 正吉君
古池 信三君 館 哲二君
那 祐一君 西郷吉之助君
大暮武太夫君 下條 康麿君
野村吉三郎君 笹森 順造君
青木 一男君 木村篤太郎君
田中 茂穂君 大矢 正君
林田 正治君 中野 文門君
北村 暢君 鈴木 強君
藤田藤太郎君 相澤 重明君
森 元治郎君 平林 剛君
岡 三郎君 龜田 得治君
久保 等君 柴谷 要君
近藤 信一君 千葉 信君
竹中 勝男君 田畑 金光君
吉田 法晴君 中田 吉雄君
松澤 兼人君 河合 義一君
藤田 進君 田中 一君
荒木正三郎君 市川 房枝君
岩間 正男君 大竹平八郎君
鈴木 壽君 大河原一夫君
伊藤 顯道君 天坊 裕彦君
千田 正君 鈴木 一君
加瀬 完君 坂本 昭君
安部 清美君 阿具根 登君
海野 三朗君 小酒井義男君
永岡 光治君 松浦 清一君
高田なほ子君 片岡 文重君
重盛 壽治君 岡田 宗司君
栗山 良夫君 山下 義信君
棚橋 小虎君 内村 清次君
内閣總理大臣 岸 信介君
外務大臣

政府委員

自治政務次官 加藤 精三君
農林政務次官 八木 一郎君
建設政務次官 小澤久太郎君

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(三三) 官報課